

第四十回国会  
衆議院

## 農林水産委員会議録 第二十六号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長	野原 正勝君	長規君
理事秋山	利恭君	理事小山
理事田口	長治郎君	兵助君
理事山中	貞則君	足尾君
理事石田	宥全君	理事片岡
安倍晋太郎君	飯塚 定輔君	飯塚 定輔君
大野 市郎君	金子 岩三君	金子 岩三君
坂谷 忠男君	草野一郎平君	草野一郎平君
倉成 正君	小枝 一雄君	小枝 一雄君
坂田 英一君	綱島 正興君	綱島 正興君
寺島隆太郎君	内藤 隆君	内藤 隆君
中山 繁一君	福永 一臣君	福永 一臣君
藤田 義光君	松浦 東介君	松浦 東介君
米山 恒治君	角屋 墓次郎君	角屋 墓次郎君
川俣 清音君	栗原 俊夫君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	東海林 稔君	東海林 稔君
中澤 茂一君	檜崎弥之助君	檜崎弥之助君
西宮 弘君	芳賀 貢君	芳賀 貢君
安井 吉典君	山田 長司君	山田 長司君
湯山 勇君	玉置 一徳君	玉置 一徳君
出席政府委員	庄野五一郎君	庄野五一郎君
農林事務官	石田 寿全君	石田 寿全君
(農地局長) 議 議員	富谷 彰介君	富谷 彰介君
農林事務官	齋藤 誠君	齋藤 誠君
(農地局長) 員員	丹羽雅次郎君	丹羽雅次郎君
農林事務官	橋 武夫君	橋 武夫君
農林事務官	農林事務官	農林事務官
(農地局長) 參事官	農林事務官	農林事務官
(農地局管理部長) 參事官	農林事務官	農林事務官
(振興局参事官)	農林事務官	農林事務官
(振興局参事官)	農林事務官	農林事務官
農林事務官	農林事務官	農林事務官
(振興局参事官)	農林事務官	農林事務官
農林事務官	農林事務官	農林事務官
(農地局管理部長) 參事官	農林事務官	農林事務官
農地開発機械公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)	農地開発機械公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三號)	農地開発機械公團法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三號)

(農事試験場農鑑木豪天君)  
 参考人 (日本農機具工井園邦三郎君)  
 参考人 (日本農機具工井園邦三郎君)  
 参考人 (農業機械学会二瓶貞一君)  
 参考人 (農地開発機械公團理事下川善之君)

土地改良区の財政の再建に關する特別措置法案(石田宥全君外十四名提出、衆法第五号)

○野原委員長 これより会議を開きま

す。

この際、芳賀貢君より議事進行に関する發言を求められております。これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 昨日の当委員会におきま

して、ただいま審議中の畜産物価格安

定法の一部を改正する法律案に関連し

まして、今月の二十六日に農林大臣が

畜産物価格安定法に基づく畜産物価格

審議会に請問を發したわけであります

が、その請問の趣旨がわれわれ国会の

承認を受けて審議会に参加している委

員といたしましても不明な点が非常に

多いので、昨日は当委員会において畜

産局長から請問の趣旨について答弁を

求めたわけですが、依然として

明確な態度が表明されなかつたわけで

あります。従つて昨日は委員長のお計

らいによりまして、本日午前十時に農

林大臣の出席を求めて農林大臣から責

任ある見解を聞くことになつておつた

わけです。いまだに農林大臣

並びに主管の畜産局長の御出席もあり

ませんので、出席できない事情等があ

れば調査の上、委員長からその事情に

ついてお知らせを願いたいわけであり

ます。

○野原委員長 昨日、芳賀委員のお話

もありましたので農林大臣に御出席を

いただくよろしく連絡をいたしました

が、まだ出席がないわけございま

## 第二十六号

ておる一人であります。石田委員御承知のように、わが国の土地改良事業はいわゆる食糧増産対策としての施策行

はこれが食糧増産対策であると農業基盤整備であるとのいかんにかかわらず、農業を将来行なつていくといふことは、要するに土地と水いうことが

絶対不可欠の条件であります。そういう条件を整備いたしましてこそ農業の自立經營を達成せられ、農家の所得を増大し、生産性向上をはかることが初めてできるのであります。そういう意

味におきましてこの土地改良区の財政の再建に關する特別措置法をここに提案されたことについては私は心から敬意を表する一人であります。しかしながら、先般提案理由につきましては

応提案者から聞いたのであります。が、い

ま少し御所見を明らかにしていただきたい点が二二三ありますので、これについて質問いたしてみたいと思います。

まず第二条にありますところの「債務の弁済が著しく困難な土地改良区」ということであります。が、実はわれわれもこの点につきましては石田委員と

憂いを同じくいたしまして、農林省当局に対してもこの問題について一応ど

の程度のものが再建に必要な土地改

良区であるのか、それに対する財政的

な处置はどうあるべきか、そういうものについて基礎的な調査をすることを

要望いたして参つたのであります。が、著しく困難な土地改良区というのは具

体的に申しますと大体どの程度のものであるか、それについてのお考えがござれば提案者から伺つておきたいと思ひます。

○石田(有)議員 お答えいたします。

○小枝委員 今、石田委員からも当局  
でいるような地区等もあるようござ  
いまして、それらの問題については数  
字的なものは一つ当局側から答弁して  
いただきたいと思います。

万三千余ござりますが、この中で公庫延滞金、一日でも二日でも十五土地改良区でござります。このうち延滞の度合いによりまして区分いたしました

良区の財政内容によりまして融資を受ける、あるいは援助を受けることが、これもまた当然あるかと思いますが、その程度その分量をどこによつてこれを受けられようとするのであるか、そ

期中の利子を補給する、この二点だけではその間運営の指導よろしきを得て再建をしよう、というのが本法案のねらいとするところでござります。

[View all posts by admin](#)

ただいま小枝委員から御質問がございました問題の前段の行政確保に関するお尋ねであります。これは私ども水資源開発公団設置に関しましても態度を明らかにいたしましたが、さらに水資源開発との関係の上に立つて抜本的に土地利用の改良法の改正をいたしまして行政確保をはからなければならぬと考えておる次第でございます。

第二条の「債務の弁済が著しく困難な土地改良区」云々といふことで、どの程度あるかといふ御質問でございますが、この点は実は農林省當局が従来みずから権威ある調査をなかなかいたしませんで、土地改良全國連合会に委託調査等をいたして参りましたが、今

○丹羽説明員 土地改良区の不振の状  
から答弁させるというお話をございました。それでは管理部長にお尋ねしたいと思うのですが、こういうただいま質問いたしましたような数字的な基礎について調査ができるおればそれを明らかにしてもらいたい。この問題については実は昨年の農林水産委員会においても石田委員を中心として、この案が提案をされ、その当時に農林省当局に聞きましたところが、農林省当局では、どうもまだ的確な数字が把握できないから、これは準備ができるまで一つ待つてもらいたいというふうな意見もあったのですが、大体調査ができるおればその数字を明らかにしてもらいたいと思います。

しまして、一年以上延滞になっておるものという数字は先ほど石田委員からお話をございました二百三組合でござります。それから一年から六ヶ月の間の延滞にあるものが五十二組合、それから六ヶ月未満の延滞というのが四百三十組合、六ヶ月未満のものには一日、二日といふようなものも含めての延滞でございます。延滞額につきましては総額で八億七千六百万円が公庫に對します延滞ということに相なつておりますが、このうち一年以上の延滞額は六億七千万円、こういうような状況でござります。

い。 いう問題についての御所見を伺いた  
○石田(寄)議員 小枝委員御指摘の通りでありますて、大部分は農林漁業金融公庫の融資でございますが、ただつなぎ融資であるとか、事業のやりくりの面等では農林中央金庫を利用する場合が多いのでありますて、これは短期かつ金利の高い、その点でそれらつなぎ融資あたりの関係でやむを得ず融資を受けておるものが多いのであります。そしてその中金の関係といふのは従つて本質的な問題とはならないと思うのでありますけれども、農林中金の性格等からいたしまして、やはり援助すべき面も当然出て参ると思いますし、今申しましたように公庫との関

道府県知事がいろいろな計画を立て、またこれに対しても都道府県が援助をするが、これは御承知のように國營事業に連関する土地改良区あり、國營あるいは團体營に關する土地改良区あり、種々雜多でござりますが、これはどの程度のものに適用しようとされるのであるか、それをお尋ねしたいと思います。

○石田(宥)議員 御指摘の通りでございまして、國營、縣營、團體營といろいろございます。しかし縣營におきましても、やはり地元の府県知事の指導助成等に対応する、また計画立案等に対する關係が相当深いものがござりますので、やはり國營といふども府県知事

Digitized by srujanika@gmail.com

ル調査の域を脱しておりません。従つて正確な数字をここで申し上げることにはきわめて困難でございます。しかるに昨年末に行なわれた農林省の調査の中でも償還金の延滞をいたしておる組合の數、あるいはまた債務の弁済が困難なためについに金融機関から不動産の差し押さえ等を受けて混乱をしておる地区等が相当多くなつて参つておることは御案内の通りでございまして、私どもの手元にありまする債務の弁済が延滞しておりますのは、一ヵ年以上の延滞といふものは、二千四百九地区のうち二百三地区、一ヵ年未満が四百八十五地区、こういうことになつておるようであります。なおこれは当局側で目下それがために運営が混乱に陥つておる所と申しますが、これが原因で、この問題は、

況の調査につきましては、昭和三十五年の十月現在で農林省が全国土地改良協会に委託をいたしました調査が一つございます。石田委員から御提案の本法につきましての提案理由の説明の中によざいますところの不振団体の数三百二十九、負債額五十四億、延滞金八億八千万円というこの数字は、三十五年十月現在におきます全国土地改良協会に対します農林省の委託調査の結果の数字でござります。農林省といたしましては、この問題の重要性にかんがみまして、三十六年の三月三十一日現在で農林漁業金融公庫あるいは農地局等を通じまして調査を重ねてやつた次第でございます。その結果について申し上げますと、土地改良区は全体で一

四）” というのがここにあります。これに対しまして農林漁業金融公庫または農林中金から受けることを必要とする援助の内容ということをざいます。が、これは内容についてはまだそこまでは御準備ができておらぬと思いますし、その点については聞こうとは思わないのですが、この内容についてもまだそこまで御承知のように農林漁業金融公庫または農林中央金庫ということになりますと、御承知のように農林漁業金融公庫と農林中金からは融資の方法が違います。期限におきましてもまた金利におきましても、そういう問題において非常な差がありますから、これは農林漁業金融公庫を中心とするものであります。しかしながら農林中央金庫からも、その土地改

○小枝委員 次に財政的処置であります。これが主としてやはり金利の補給であるとか、そういう点についてお考えになつておりますが、これは当然償還期限の延長と、それからその延長期間における利子補給、ここに主眼を置いていたものであります。御承知のように土地改良事業が経済効果が上がつて参らないうちに償還に入つて参りますと、非常に困難を伴つて、それがために事業不振に陥るような場合が多いのであります。そして、それらの点を勘案いたしまして、一定期間償還を延期して、その延

の責任において再建計画を立てしめ、そして府県も相当な援助をし、府県が援助をした場合において最終的にさらに入りに對して國が援助をする、こういう建前をとりたいと考えておるわけであります。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

か、これについて伺いたいと思いま

す。

○石田(君)議員 御指摘の点につきま

しては、実はこれはすでに農林省におきましても、ケース・バイ・ケースで再建計画を立て、県も応分の援助をする再建事業がございます。しかし再

建計画を立てたならば国全体でどのくらいの予算措置が必要であるかといふところまでは実は計算はいたしておりません。これは时限立法といたしまし

て、一定期間のうちに財政再建を必要とすると認めたる府県知事が再建計画を樹立いたしまして、それに基づいて予算措置をするということでありま

す。その後に財政的な措置をする、こういふ考え方方に立つておるわけであります。

○小枝委員 大体私の聞かんとするとこにはお尋ねしたわけであります。そこで私は最後に石田委員に政治的な立場から一つ御所見を伺つておきたい

と思います。この法律案は、実は先回御提案になりましたときに、ちょうど坂田君が委員長時代に、いろいろ苦心をされて委員会内の調整をとられたことがあります。その当時は、この案についてはもちろん異論のあるはずはないと思つたのですが、一応御趣旨には賛成であります。しかしながら、いまだいろいろな準備が十分でなかつたりするようないふります。御承知のように、今土地改良については、この石田委員ほか皆

さんから御提案になつておるような御趣旨の点が必要であることはもとよりありますけれども、また土地改良法

といふのがありますことは御承知のことなりで、この土地改良法は御承知のことくもう長い間改正されておりません。

しかしながら、わが国の農業といふものは自來長足な発展を遂げ、あるいは

変化を遂げてきております。ことに御承知のごとく昨年は農業基本法が成立をいたしまして、それらの関連の立場から、あるいは食糧増産対策から、さ

らに農業基盤整備、こういう幾多の重要な問題を経まして、内容的にも非常な変化が起つております。そういう意味におきまして、この再建整備が必要でありますと同時に、土地改良法を根本的に現在の農業に適する

がごとく改正する必要があるというこ

とは、石田委員も十分御承知であるうかと思うのであります。そこでわが自

由民主党といたしましては、実はその

点に思いをいたしまして、今党内にも

土地改良法改正の小委員会を作りまし

て、下目検討いたしておる。参議院の重政席徳君を委員長にいたしまして、

もうすでに十数回にわたつて委員会も

やつて、でき得るならばその成案を得

て、この国会に提案をしたい。もしも

この国会に間に合わなければ、次の國

員会内の調整をとられたことがあります。その当時は、この案についてはむろん異論のあるはずはないと思つたの

ありますが、一応御趣旨には賛成であります。しかしながら、いまだいろいろな準備が十分でなかつたりするようないふります。御承知のように、今土地改良については、この石田委員ほか皆

をのめと言われましても困難な事情にあります。しかしこの法律の内容に盛られ

ておる趣旨に対しても、われわれも決して反対するものでないばかりでなし

とれるといったしますならば、私どもは

喜んで本法案を撤回いたしまして、共

合でござりますが、でき得るならばこ

う熱望を実は持つておる。そういう場

合をさらに拡大されまして、将来わ

が党の案もでき上がる事になると思

いますけれども、そういう時期を待つて、近い将来これが政府提案として出

ればお互いに提携してこれを検討す

る。あるいはまた政府提案としてこれ

を出すことができないというならば、

共同提案にしてでも、土地改良法全

体に対するものを一つやつたらどうか

といふことにわれわれとしては今考

えておるわけでござります。これに対し

て石田委員はどうお考えになるか、こ

れはちょっと御意見を伺つておきた

い。

○石田(君)議員 お答えいたします。

実は本法案は第三十八国会で当初提

第であります。そういう経過がござい

ますので、もしこれが政府提案なりあ

るいは両党共同提案といふような形が

改良団体が幾つもダブって参ります。

新潟県の一部にこういうところがござ

ります。土地改良団体が四つもダブつ

ておる。一枚のたんばに四つも土地改

良団体の経費が付加されておる。それ

が工事費とか維持管理費だけであれば

よろしいわけでありますけれども、事

務人件費等がそれぞれかさんでくる。

四つの土地改良区がある上に、さらに

水害予防組合が三つある。そうする

と、七つのものが、一枚のたんばに負

担がかかる上におきまして、土地改良が

中でございます。農業基本法との関連

においては、わが國の農業が國際農業の中に立つていかける

おきまして、農業の機械化、近代化

をはかる上におきまして、土地改良が

現在のよくな状態であつては、わが國

がごとく改正する必要があるというこ

とをのめと言われましても困難な事情に存じませんけれども、愛知県などにも相当あります。それは同じ土地に土地

改良団体が幾つもダブつて参ります。

新潟県の一部にこういうところがござ

ります。土地改良団体が四つもダブつ

ておる。一枚のたんばに四つも土地改

良団体の経費が付加されておる。それ

が工事費とか維持管理費だけであれば

よろしいわけでありますけれども、事

務人件費等がそれぞれかさんでくる。

四つの土地改良区がある上に、さらに

水害予防組合が三つある。そうする

と、七つのものが、一枚のたんばに負

担がかかる上におきまして、土地改良が

中でございます。農業基本法との関連

においては、わが國の農業が國際農業の中に立つていかける

おきまして、農業の機械化、近代化

をはかる上におきまして、土地改良が

現在のよくな状態であつては、わが國

がごとく改正する必要があるといふ

ことになります。そこで私は存じます

が、これについて伺いたいと思いま

す。

○石田(君)議員 御指摘の点につきま

しては、実はこれはすでに農林省におきましても、ケース・バイ・ケースで再建計画を立て、県も応分の援助をする

再建事業がござります。しかし再

建計画を立てたならば国全体でどのくらいの予算措置が必要であるかといふ

ところまでは実は計算はいたしておりません。これは时限立法といたしまし

て、一定期間のうちに財政再建を必要

とすると認めたる府県知事が再建計画

を樹立いたしまして、それに基づいて予算措置をするということでありま

す。その後に財政的な措置をする、こういふ考え方方に立つておるわけであります。

○小枝委員 大体私の聞かんとすると

こにはお尋ねしたわけであります。

そこで私は最後に石田委員に政治的な立場から一つ御所見を伺つておきたい

と思います。この法律案は、実は先回御提案になつたときに、ちょうど坂田君が委員長時代に、いろいろ苦心をされて委員会内の調整をとられたことがあります。その当時は、この案についてはむろん異論のあるはずはないと思つたのですが、一応御趣旨には賛成であります。しかしながら、いまだいろいろな準備が十分でなかつたりするようないふります。御承知のように、今土地改良については、この石田委員ほか皆

を初め農林委員の皆さんの中にも非常

あります。しかしながら、いまだいろいろな準備が十分でなかつたりするようないふります。御承知のように、今土地改良については、この石田委員ほか皆

連することがあるのです。そこでこれもそういう問題に關

思ひます。改良については、この石田委員ほか皆

改良については、この石田委員ほか皆

改良については、この石田委員ほか皆

改良については、この石田委員ほか皆

改良については、この石田委員ほか皆



意を得る、といふに相なりま

○栗原委員 そういう形で出発する。

具体的にはたとえば用水を開田といふことになるといふと、100%

の受ける利益に差等がありますすれば差等がつくということに相なるらうかと存じます。

七万円かかるといふことなんです。しかもこれをさらに年賦で払つていけば十万円以上になるだらうといふようなことで、非常に問題が起つておるわけです。当初出発した人たちは、もわ

快には申し上げかねるのでござりますが、何とか解決いたしたい、こういうふうに考えて群馬県当局とも打ち合わせいたしました。

にありました。そこで土地改良区で  
は、法によつて市へ徵税と同じ行為に  
よつて徵収してもらひ委託といふので  
すか委任ですか、これを行なつて、差  
し押えに出でてきたわけです。ところが

よくなことになるといふと、一〇〇%開田できない。たとえば七〇%しか開田できない、こうしたことになると開田できたものは了承した面で負担金を背負う。ところが残った三〇%は、おれのところには水がこない、また水を引こうとしない。また全部の持ち田地のこととをあまり詳しく聞くことはどうかと思うのですが、たまたま妙義山ろくに団体営、県営、国営と三つそろって問題を起こしているのがあるので、団体営から一つ一つ御指導をいただきながらお答えを願いたいと思うのであります。

けです。当初出発した人たちは、もちろん幹部の諸君が印判を押すことによつて借入金をしておつたが、とてもやり切れぬということで、これはばかりかいい話だが、たまたま町長の選挙があるのにかこつけて、ある町長候補に理事長を強引に押しつけて、そし

この団体営とそれから碓氷の県営のもの、それから國営で申しますと鎌倉のもの、これは先生もよく御承知だらうと思いますから、今解決に努力中であるということを前もって御答弁申し上げて、しばらく時間は御猶予願いたい、こういうことでござります。

し押さえに出てきたわけです。ところが農民の側では、われわれは一億九千万円の線については調印をしておるけれども、計画変更によって膨張したものについては何ら関知しない、こういうことで差し押さえに対し大きく抵抗をしたわけであります。これに関する政

ら具体的に水を引かない、こうなつてくると引いたものは負担金はオーケーではあるが、引かないものはこれは払えない、こういう立場にこれは立つてくる。具体的には個人であつても一町歩持つておるうち、七反は水を引いても三反は水は引かない、こういうときに一町歩の負担金が払えない。こういうような場面がしばしば出てくるわけです。こういう点はどのように指導で処理していくかとしているのか、この辺は実際問題になるとしばしばぶつ当たる問題なので、ここで明らかにしておいていただきたい、かように考えます。

良区があるのであります。ここは百町歩の計画面積で、総工事量二千万円、一反歩二万円、こういうことで仕事が始められました。関係農民は、団体営でありますから、四割補助と自己負担六割、一反歩一万二千円でできるのだ、こういうことで仕事を始めたわけです。ところが、いざやり上げてみると、技術的にもどうしても三十二町歩ほどしか改良できない、こういう形になりました。また時経過によつて約六、七百万工事費もふえたようです。その間、団体営でありますから、借入金の利子もふえて、大体三千五百万円くらいになつたようあります。そこで三十二町歩ばかりの人

えた。そして出発当時の人々は判断を全部抜いてしまった。ところがその町長が脳溢血で倒れて死んでしまった。こうしたことでなかなか問題が起つてはいるのですが、こういうときには、金が払えなければ、せっかく土地を手放す結果になる、こういうことになると、土地改良のためやつた土地改良事業が結局土地を手放す結果になる、こういうことになるというので大問題が起つてはいるのですが、こういうものはどのよろな判断をして、どのような解決指導をしたらいいのか、一つ明快な御指導、答弁をお願いしたい、こう思います。

題で、この中に今言ひ非常に困つた問題として農民間で頭を悩ましておる。次に、やはり同じ妙義山ろくでただいま農地局長からお話をあつた、これは県営でございますが、俗称碓氷用水、碓氷土地改良区であるわけでござります。これは出発当初一億九千万円で出発いたしました。この当時大体反歩三千円足らず、肩を泣かせれば持ち出しの金がないということで実は出発したのですが、それが途中で大きな変更がありました。初めは自然流水を頭首工で取り入れる、こういうことであったのですが、それが妙義裏に仲木ダムというダムを作る、従つて工事費

○庄野政府委員 事業が完了いたしまして、大体平均は、受益地の中の面積で割った敷字が大体平均の反当負担、こういうことになるわけでありますから、実際に徴収する場合には、土地改良区の中でこれは自主的にきめることに相なると思いますが、この場合においては土地改良法によりまして受益者が受ける利益を勘案する。先生がよく御承知と思いますが、この町歩によりまして大体受ける利益を勘案してきめることになりますので、当然そ

○庄野政府委員 なかなか明快に答弁いたしかねて、私たちもその解決にいたしまして、県ともよく相談いたしまして、また補助を受けました融資、団体営の金融を受けました金融公庫ともよく相談いたしまして、その点について何とか打開の道を開きたい、こういうことで県あたりともただいまよく相談いたしておる段階でありますて、もうしばらく御猶予いただきたいと思います。これまでは金の負担もありまして、なかなか明

もはね上がりつて六億四千万円、今では七億円になつておるゝと聞いております。ところがこれが計画変更の承認手続が一向にとられていない、こういうことで、初めは中金等からいろいろと借り入れて、関係農民からの負担金を集めることなしに県への負担金を納入しておつたのですが、時間の経過で償還期限も回つてくる、こういふようなことで関係農民に割賦を回した。ところがそれでは話が違ひでないかといふようなことから、これは払い込み拒否

工だったけれども、計画はダムで縦覧公告した。こういうような経過もございまして、具体的にこれが計画変更の手続を要するかどうかという点には、今申しましたように多少問題点はあるかと思います。しかし農民の了解と違うところに問題があつてなかなか負担金が納まらないというふうに聞いております。これについては、今御指摘のように、負担金徵収についていろいろ市から手が打たれたわけでござりますが、問題が進むに従つて、県に

おいて一応代払いをするというところまで話がついておるわけでございますけれども、今後の解決をどうするかということにつきまして、さつきも申しましたように、私どもいたしましても群馬県当局と今相談して、どうしようと云ふことを話し合いでござります。

○栗原委員 その点が実は農民と県当局との争いになつておるわけです。その手続を完了したときには頭首工でもつて水を入れる、その金額は総工事費が一億九千万円余だ、こういうことで判決を押しておるわけです。ところが、いつの間にやらそれがダムになつて、金額も六億数千万円に上つておる。どこかで縮減したとこうおつちやつておるのだけれども、そういうことについて、調印による承認というものは全然受けていない、ここに問題があるわけです。従つて差し押さえが来ても、差し押さえの権限がないではない、か、こういうことで、これはどうにもならぬ。県の方でも工事は進めなければなりませんが、とにかく施行令あるいは規則の中にはつきりと法で言つてあるのだから、主要なる工事の計画の変更とかあるいは工事金の大額な変更とか、こういうものは当然、組合員の名簿を付して同意をとったときと同じような方の署名、調印によつて三分の二以上以上の同意を得なければいかぬのだといふことを示しておるわけです。これをやつてないためにあとからこういう問題が起つてくる、こう思ひますので、農民負担金を県内で操作して、会計検査の方からもとがめを受けておる、こういう事態なんです、実態は。そしてダムはできたが水路は全然できてしまらぬから、水はとまつたけれども、効率は少しもない、こういう実態なので、これは何とか解決点を見出していくだかぬとどうにもなりません。県 자체も行き詰まつておるし、農民もどうにもならぬ。差し押さえをやると、いつても、差し押さえをやってくればそれは権限がないのだという反訴をすみました問題です。昨年二億もありがたい予算をつけてもらつたけれども一文

でございまして、このことはやはり県の今までのやり方、まあまあ一たんでございました。頭首工がなくきたのだからあとは内容がどう変わつたように、私どもいたしましても群馬県当局と今相談して、どうしようと云ふことを話し合いでございます。

○栗原委員 その点が実は農民と県当局との争いになつておるわけです。その手續を完了したときには頭首工でもつて水を入れる、その金額は総工事費が一億九千万円余だ、こういうことで判決を押しておるわけです。ところが、いつの間にやらそれがダムになつて、金額も六億数千万円に上つておる。どこかで縮減したとこうおつちやつておるのだけれども、そういうことについて、調印による承認というものは全然受けていない、ここに問題があるわけです。従つて差し押さえが来ても、差し押さえの権限がないではない、か、こういうことで、これはどうにもならぬ。県の方でも工事は進めなければなりませんが、とにかく施行令あるいは規則の中にはつきりと法で言つてあるのだから、主要なる工事の計画の変更とかあるいは工事金の大額な変更とか、こういうものは当然、組合員の名簿を付して同意をとったときと同じような方の署名、調印によつて三分の二以上以上の同意を得なければいかぬのだといふことを示しておるわけです。

○庄野政府委員 鎌川の国営土地改良事業につきましては、御指摘のような問題がござります。そういう問題を含めましてわれわれ十分検討を続けておる次第でございますが、ただいま方針といつたましては、計画変更の手続をとるべきであるうとうといふ考え方で私たちは進んでおります。県ともよく打ち合わせまして、これについてそこがないように進めて参りたい、こういうふうに考えております。

○栗原委員 あるうといふことだからその方向だとは思うのですが、実は特に灌漑用水で計画変更の手続をとらなかつたためにあいの問題が起つてある、こう全農民が思つてゐるときであります。しかも尾根だけでもつて向かい合つていて農民ですから、これは

が、昨年出しました計画変更の手続の通達規定、それに照らし合わして、それがびたり合えば計画変更をする、こういう考え方でございまして、先生が申されたような数字で事業がそちらの区域の中に藤岡市という首都圏の範囲ができるまで、首都圏に入ったところで農民は泣き寝入りをする、こういふ考え方、もう一つは水を引いてやるのは農民にはいいことなんだからいいではないかといつものものの考え方でございまして、この点については、こ

とも、こういうことがまじり合ってこんな無理ができておるのではないか、こう思ひます。この点について、こ

とも、こういう法に書いてあるのだから、ここで確かに間違つては当局からも言つ切れますまい。しかし私たちが法律を読み限りにおいてはどうもこれは違法の工事の進行である、こうとしたか考えられないのです。主要な計画の変更それから初めの工事金額の非常な変更、こういうものは法の第何条かにありますよ。特に法律まであげては言ひませんが、とにかく施行令あるいは規則の中にはつきりと法で言つてあるの計画変更とはこういふものを言ふのだから、主要なる工事の計画の変更とかあるいは工事金の大額な変更とか、こういうものは当然、組合員の名簿を付して同意をとったときと同じような方の署名、調印によつて三分の二以上以上の同意を得なければいかぬのだといふことを示しておるわけです。これをやつてないためにあとからこういう問題が起つてくる、こう思ひますので、農民負担金を県内で操作して、会計検査の方からもとがめを受けておる、こういう事態なんです、実態は。そしてダムはできたが水路は全然できてしまらぬから、水はとまつたけれども、効率は少しもない、こういう実態なので、これは何とか解決点を見出していくだかぬとどうにもなりません。県 자체も行き詰まつておるし、農民もどうにもならぬ。差し押さえをやると、いつても、差し押さえをやってくればそれは権限がないのだといふ反訴をすみました問題です。昨年二億もありがたい予算をつけてもらつたけれども一文

言い切つて、農民説得に当たつておるわけです。そこで問題は国営の土地改良区へ入った土地の中で、現に鎌川用水の改良区へ入ったところで、なおかつ首都圈へ入つておる藤岡の地区もまた残つておるわけです。こういうところで、いろいろと住宅あるいは工場、農地転用の問題が起つた場合には、国営の土地改良区に入つた以上は、ほんとんど絶対と言つていいくらい、農地難という問題があるだらうけれども、農地法で言うところのごく小さな地方の農業委員会の許可事項あるいは知事の許可事項範囲内のもの等は、これはやはり事情によつては許可をしていくのか、この辺の関係はどうなるのでございましょう。

○庄野政府委員 土地改良事業の探査に際しましては、やはりこれは農業施策として、國、県あるいは農民の資本投下をするわけでございまして、そういう資本投下をするに値する農村生産力を維持培養、向上する土地に集中するのが妥當だ、こういう考え方でございまして、できるだけそういう将来転用のおそれのあるような市街地付近といふところは避けたい、こういうふうにわれわれは考えておる次第でござります。やはり都市近郊の農業事情等もございまして、必ずしもそういうわけに参らないような土地改良事業も例外的にはあるかと存じます。そういう場合に、都市計画あるいは都市の自然的膨張として土地改良をやりました土地に転用が起つて、こういう問題もつきましては、われわれとしまして

は、そういうた國の投資あるいは農民の投資が無効にならないように、また残ります田畠の土地改良事業の効果が転用のために阻害され、あるいは効果がそこなわれないように、そういうたつただ残つておるわけです。こういうところでも、いろいろと住宅あるいは工場、農地転用の問題が起つた場合には、いろいろな配慮をいたしまして、転用についてほかの地点があればできるだけそちらの方を選んでもらいたいといふ希望的な意見は申し上げますが、どうしても立地上やむを得ないといった上では許可せざるを得ないのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○栗原委員 農地転用の問題はそれでわかりました。

次に、やはり同じ負担金を払う払わない問題で議論の起つたのが、農地解放のあとに保有小作地といふものがまだ残つております。第三条によれば、原則的には耕作農民が組合員の資格者である。地主が申し出れば地主が組合員になる、こう規定してあるように思ひます。第三次に、反対の側が、その小作人の線で抵抗が試みられる。しかし法ではやはりお前はこの地域の中で三分の二以上でできましたんだから事業をするのだと、金を払え、こういうときの追及は、その耕作人に徹底的にやはり追及していくことになるのですか、法的にはそのように書いてあるのですか、これがはどうなんでしょう。

○庄野政府委員 御指摘の通りだと存じます。

○栗原委員 私も県営の用水を一つやつた経験者なんですが、私のやつた場合は、県営になる五百余町歩の農民を集めまして、実際に水の引けたのは二百三十町歩ですが、従つて事務費等は五百余町歩の人間に拠出してもらいましたけれども、建設費は実際に水を引いた二百三十町歩の人たちに出してもらつて仕上げたわけです。今までの多くの場合がそういう慣行で行なわれてきました。

○庄野政府委員 たゞいまのところは、耕作者第一主義で、耕作者が当然なつておりますが、原則としては耕作しておる方から申し出があつた場合には、これは農業委員会等と相談して、資格があるかどうかを判定していくということになりますが、原則として耕作しておる方から申し出があつた場合には、これ

は、その負担分は残つた他の者がこれ負担すべきものが逃げていつた場合で、耕作者に優先的に認められると、その負担分は残つた他の者がこれ負担を負う、こういう形になつていくのでござります。やはり都市近郊の農業事情等もございまして、必ずしもそういうわけに参らないような土地改良事業もできないということになれば、そこで

益面積全部ではない、その一部あるいは大部になるかも知れませんが、受益しない場面もある。しかし受益面積のうち建前に立てば、それは論理的に土地の所有者、言うならば第三条の資格者であるから、その面積に応じて応じます。よく調べましてから御報告申しあげます。

○栗原委員 そこでこれから石田さんで、耕作者に優先的に認められること、これが問題はないのですが、この

○石田(君)議員 先ほど小枝委員の御質問にお答え申し上げましたように、種々雑多でございまして、たとえどうぞ重音でうなづく事なく、こういふ事はございません。不振土地改良区がある、こういうことでございますが、特に石田さんを中心として提出なさった不振土地改良団体、こういふものは具体的にはどういふものをお考えになつておられるのか、一つ御説明を願います。

管理費が非常にかけかかり過ぎて、それがために農民の中から不満が出て、運営が困難になつておるとか、あるいは今栗原委員が御指摘になりまして、たゞに、当初は國營工事だけの経費の説明があつて、その程度だけで済むと思つたら、次々に県営工事が起こり、團体當が行なわれて、当初考えておつた反当二万円で済むといふ予定のものが四方円ぐらいかかるといふようないわゆる不振のものもござりまするし、古いものになりますと、与党である自由民主党の方でも、土地改良費は全額國庫負担であるということを打ち出して相当地にこの工事を進められたが、それが実現しなかつたために、思ひざる負担が過重をしたといふようなことからくる不振のものもござりまするし、あるいはまた計画、設計がすぎんであつたために、当初の説明とは全然趣を異にした農民負担が起こつてくるといふような問題もあり、あるいはただいま御指摘になりました計画、設計の変更といふような問題もあり、これを分析して参りますと、非常に多いのであります。それにはやはり起つておるべくして起つたいろいろな原因を内包しております。従つてその解決もまた

それに適応するよりな解决の方法をとりますが、何としてもやはり国が中心になつて、この償還金に対する緩和の措置あるいは償還金緩和に伴う利子の国庫負担というよくなつて、またその土地改良団体の再建築備をはからなければならぬといふ考えのもとに、この法案を提出した次第であります。

いふことで出発して、その経済事情を一応コンスタンントとして考えれば、それ以外にかかるつて、かりに計画のそこ等から出てくる負担等は、やはりほんの一端を農民にかけなければ、初めの経済的に偏りするという計算が根底からつがえってくる。こういう立場に立つて、今の土地改良法の、団体営ならばかりか、たたかれた経費の何%、それも出発のときの計画工事金の何%、また県営なり國営なりはそういう負担率だ、こういふ不振団体を救済することはむろんであるが、抜本的にはやはり土地改良法そのものに基本的に手をつけなければならぬのではないか、こんな工合に考えるわけです。実は昨年ですか、周東農林大臣が群馬に参ったときも、どうもこれでは今後土地改良はなかなか問題が進められない、むしろ水道のように大きく展望して、彼らで水を売るといふようなものの考え方でやつていかなければだめなんではないかといふような発言をしておつたことが、新聞にも出ておりましたけれども、この問題について石田さんの方では、当面した不振土地改良区を救済すると同時に、これ以上不振土地改良区を作らないような農地法の改正というようなことをお考えになつておるかどうか。

く見、そしてそういう立場に立つて農民負担というものが考慮されなければならぬ、もちろんこれは国の負担といたるものも考えられなければならないと思うのであります。そこで私どもは多年これは主張して参つておるのであります。が、農民負担に一定の界限線を引くべきではないか、これは地方によつて違いますけれども、農民の負担率にたえがたいような地域もござりますので、それについてはやはり一定限度の生活を見、また經營者の收支のバランスも見合つたところの一定の農民負担に限界線を引いて、そらして残余の分については、償還期限等もありますけれどもその負担率で国がめんどうを見るという形でいくべきであると考えておりますので、土地改良法の抜本改正の面についてはそういう点も明らかにいたしたいと考えております。

運賃負担も多いというような場面で農民所得がどんどん低減していく、そういうことだから、そつちの方は経済的にペイしないから結局工事が起らなければいいのだといつてしまえばそれで事がおしまいなんですが、何とかめんどうを見るということになれば、やはりただいま石田氏の言う通り、農民負担に限界線があつて他の部分は国なり県なりでめんどうを見ながら基盤強化をやる、こういう方向でなければならぬと私は思います。そういうことをやるといふことになれば勢い土地改良法にも手をつけるを得ないということにならぬのかと思います。これは単に山農の問題ばかりでなく、平坦地に関しても今後残された土地改良の問題についてもやはりいろいろ問題があろうと思いますが、土地改良法に対して、不振土地改良地区がばつばつ出てきておるということにかんがみて、その発生原因等も勘案して抜本的な改正を行なうといふ方向がありましょうか。



者とした場合と、たるもののが主でありまして、区画整理といふものが主であるのですが、この点一つ。これはなぜこうしたことかと言ひますと、土地改良を行なう場合、主として従来のやり方は、区画整理といふものが主でありますから、後、われわれは反対であるけれども、農業基本法を示しまして、規模の拡大、また、耕地面積は拡大できないにいたしましても、果樹をやるとあるいはフレームを作るとか、あるいは花畑を作るとかいうことによつて企業化していく、そいついたしますと、フレームですと三反歩あれば十分成り立つ農業にもなり得るわけなんです。そうすると、農業者といふ場合に、一体どれだけの耕地面積をいうのか、その点がはつきりしないと将来の政策が立たないと思うのです。

引き続いて石田先生にもお尋ねするのですが、不振地区といふのは、時間がないから私から言いますけれども、いろんな原因があるといわれまして、一番問題は何といいましても設計がまずかつた、あるいは故意に経費をかからぬよう設計にしておいて、あとで、当然一年か二年で設計変更を伴うことが初めから予想されておったにかかわらず、負担金をわざかに見せるために故意に設計を少額に見積もつておつたといふところに一番問題があるのでないか。これは結局は政府または県の指導の責任でありまして、農業者、農民の責任ではない。従つて政府の責任を明らかにすることが不振地区の解消のために何といいましても絶対必要な要件だと思うわけです。その場合でも、一体農民といふ場合に、石

田先生は、耕地面積のどの程度までのことを農民といわれておるのか、これも関連して参りますので、両方にお尋ねしたいが、先に局長から答申願いたい。私の質問はこれだけで、答弁が悪ければまた質問しますけれども……。

○庄野政府委員 農業者といふことで私からお答えいたします。農地法では自作農、小作農といふ区別はしてございません。特に農業者といふ定義はなかつたかと存じます。それから土地改良法にも農業者といふ法律用語はございません。ただ農地法で三反歩といふのは、何もそれをもつて三反歩未満は農業を営む者とみなすかみなさないかという問題じゃなしに、土地を新しく取得する場合における一つの基準を三反歩に置いただけの話でありまして、とにかく三反歩未満は農業者じゃなくて、三反歩以上は農業者である、こういうことは農地法には規定してない、それは先生がよく御存じのことだと思います。農地法は自作農、小作農、こういう規定がござります。

○川俣委員　局長の答弁は免責が足りないのじゃないでしょうか。表現としては農業者とは言つておりませんけれども、たとえば増反開墾のような場合には、これは農業者とみなさない、こういうことで増反配分はやつておりますんでしよう。農民なら増反配分の適用を受けるわけです。農業者とみなさないから増反配分をしないということになるだらうと思うのです。しかも農地法の場合は台帳面積による三段歩、それから土地改良法の場合は実測面積なんです。そういうことで取り扱いが二様になつておるのは、農業政策を進めていく上に支障があるのではないか。別にあなたをけなしているとか勉強が足りないとか非難する意味じゃなければ、今後土地改良を進めていければ、たとえども、今後土地改良区の中に原野だけ持つておる人、草地だけ持つておる人がある。これは耕地をぬ問題なんです。ただ田だけという考え方をしない。たとえば土地改良区の中に原野だけ持つておる人、草地だけ持つておる人がある。これは耕地を持つてないけれども、農業者とみなしてこの地域内の組合員に指定をしておるわけです。土地改良法の場合は耕地は何も関係がなくなる。農地法の場合は開墾がある。自作農かまたは小作農でなければならぬ。あなたは御存じでしょう。原野を持つておる人、草地を持つておる人、あるいは山林だけ持つておる人は、これは農業者でないわけです。農民でないわけです。自作農でもなければ、小作農でもない。明らかに農地法の場合と土地改良法の場合とは区別されておる。今後も一体どうされでおらないならばおらないで、整理していくかという問題を当然検討しなければならないはずだ。まだ検討されておらないならばおらないで、將

○庄野政府委員 御指摘の通りだと思います。それぞれ法目的が違いますので、その法目的に従つて定義をやつております。それから土地改良法ではなくて、そういう原野なりあるいは山林なりを持つておる者も農業者とみなしてやらないと、土地改良も進まないという点もあるわけでござりますから、これはやはり土地改良法、農地法あわせでその点はよく検討して参りたい、こう考えております。

○川俣委員 土地改良法の場合は宅地まで入るのですね。地目は宅地であろうと、現実にそこへ野菜を作つておれば、これは地域内の対象農地になるわけなんです。局長は不思議な顔をしておられるが、こういうことが平然と行なわれておるのでです。どういう場合にこれが起るかといふと、補助単位が二十五町歩ですから、団体營のためにはこれを入れないと二十五町歩に満たないといふことで、これを入れて申請するといふことが非常に多く行なわれておる。あるいはその宅地のところに用水池がある。これを土地改良地域の中に入れないと計画ができないといふのも、法文の方から見ると非常にあります。けれども、庭の中の用水池はため池かいい形の中で計画をされているということになつておる。この土地改良の中に入れないといふ計画ができるないといふことになつておる。このため池が入りますよ。ため池は入る必要でやつておられるでしようけれども、庭の中のため池はため池かと言つたら、ため池じやないが、水が

たまごでおるからだめ淨かと言ふない  
こともないでしよう。そういうやり方  
もあるわけです。従つて、土地改良を  
これからほんとうに真剣にやつていてこ  
うとすれば、農地法との関係をどうし  
よらかといふことが当然考慮されなけ  
ればならない。これは今まで局長など  
が平氣でこういうことをやつてあやま  
ちを犯していながら、そういうあやま  
ちを犯した局長ほど出世をしておるな  
んというのは非常におかしいですよ。  
当然やはり責任を感じなければならぬ  
問題だ。たとえば八郎潟の場合を言い  
ますと、あれは無生物だ。ところが地  
先開墾の権利を持つた人があるのです  
から、地先の埋立権を持つた人には土  
地の配分をしなければならないのが土  
地改良法の原則だと思うのですが、そ  
ういうことも無玉物だという考え方を  
したり、いろいろなあやまちを犯して  
いる。すみやかに整理をする必要があ  
ると思うのですが、整理すべきだとい  
う意見だけを述べまして、時間がない  
のでこれが終わっておきたいと思いま  
す。わからなければもつと説明します  
よ。

午後一時十九分開講

四

○野原委員長　午後零時二十七分休憩  
こととし、この際休憩いたします。

[View all posts by admin](#)

20

本日は両案について参考人をお招きいたしております。参考人を御紹介申しあげます。すなわち、農業機械化促進法の一部を改正する法律案につきましては、東京農工大学教授近藤頼己君、日本農機具工業会議会長井関邦三郎君、農業機械学会理事長二瓶貞一君、農地開発機械公團法の一部を改正する法律案につきましては、農地開発機械公團理事下川洋之君、以上五名の方々が出席されております。参考人各位には御多用中のところ、当委員会に御出席下さいまして、まことにありがとうございました。

議事につきましては、まず参考人各位よりそれぞれ簡略に御意見の開陳を承り、かかる後委員各位より参考人並びに政府当局に対して御質疑を願うこといたしたいと存じます。

なお政府当局からは齋藤振興局長、庄野農地局長、鎌木農機具部長が出席されております。

それでは近藤参考人から御意見を承ることにいたします。近藤参考人。

○近藤参考人 この法律案の大綱につきましては、特に私の立場からいたしまして、農業機械化研究所を設立して農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうということは、現在の時点といたしまして、わが国農業の近代化のために必要であり、適当であると存じます。その理由、希望につきましての一端を申し述べさせていただきたいと存じます。

業の生産性の向上を逐次に、そして大幅にはからなければならぬわけでございます。これまでのわが国の農業は零細農耕といわれ、米麦作中心であり、歐米の諸國に比べますと生産性が格段に低いわけでございます。たとえば水田農業について見ますと、これまでの經營技術構造は、零細規模の家族經營、米麦中心で畜蓄がなかつた。耕地は分散し、狭小である。畠田や半畠田などが多く、水利慣行も旧来の不合理のままに残されておる。また人力なしで小型トラクターによる浅耕、そして化学肥料を増投する。作業は多くは手労働ないし小型農機具によつておる。過剰就業者である。こういう事柄がからみ合つたいわゆる零細農耕体制でございまして、低い生産性と固く結びついておるわけでござります。こうした經營構造では、その改善のためにどんなに努力いたしましても生産性の大幅な向上はできにくいけでござります。農業の生産性の向上をはかるための主軸は押すまでもなく機械化であります。特にその生産性の大幅な向上には大型機械化を必要といたします。また、そのためには大型機械を効率的に活用できる經營構造、經營技術構造に改変されなければならないわけでござります。これを水田農業について見ますと、協業化などによりまして規模を拡大する——米作のほかに畜産、一般的には酪農かと思いますが、こういふ部門を取り入れ、大区画の圃場を造成いたしまして農道を整備する、また集団化を進める、畠田、半畠田は完全に改めて、水管理の施設を整備する、大型トラクターによつて深耕する、畜肥と化学肥料を合理的に施用する、作

業はすべて一貫した大型機械化によつて進める、また田畠輪換などによる飼料生産も取り入れる。そして近代的な就業の形に改める、こういったことが有機的に結びついて、無理とむだなく進められることが望ましいわけでございます。こうした経営技術構造において、初めて高位の生産性の可能性が出てくるわけでござります。つまり今後の農業におきましては機械化の促進が不可欠であり、なかんずく大型機械によつて栽培並びに飼養の作業体系を確立する、そしてこれを効率的に活用することができる経営技術構造への改善、改革を目指とすべきだと存じます。

これに対しまして、農機具の開発改良が一つの重大な制限因子になつておるのが現状だと思います。わが国の農業の機械化の現状を耕作に例をとつてみますと、従来とてもその研究にかなり力が注がれて参りました、成果も上がり、機械化も進みました。近年の製作に大きく貢献しておるわけであります。何分にもこれまでの機械化は零細経営体制に適合するようになつられましたために、各農作業間ににおける機械化の度合いは跛行的であり、本格的な機械化にはほど遠い段階にあります。最近小型のトラクターなどが多く導入されまして、機械化の進展には目ざましいものがあるといわれておりますが、この程度では大軒な生産性の向上は期待することができぬだけではなく、過剰投資にさえなつておるのが一般だと見られます。本格的な機械化のためには、大型トラクターによる耕起、整地、施肥、播種機による直播、また田植機、自走式コ

バンパイントによる刈り取り、脱穀など穀物の大型機械からもみのばら貯蔵、ばら輸送の問題にまでわたって一貫した体系的な改革を必要とすると考えられます。最近、農業試験場などにおきまして、こうした作業の機械化、農機具の改良開発などの試験研究に着手されたようですが、これまでこれらの分野が未開発でありましただけに現行の試験研究の体制では、本格的な農機具の改良開発、また機械化栽培作業体系の確立ははなはだしく困難だと考えられます。

なお、申すまでもなくわが国の農業条件といたしましては、こうした大型機械化体系だけでなく、当面といたしましてそれぞれの立地条件、経営条件に応じて中型、小型の機械化体系の確立を必要とすることは申すまでもないと存じます。ところでさぞ農業の機械化、特に栽培過程の機械化には地域性、つまり土性、土壟構造あるいは傾斜その他がいろいろと違つておるわけでございますが、こういった地域性、それからまた季節性——農業は天候相手とよくいわれる通りでござりますが、こういった地域性、季節性などがからみ合いますので、工業の機械化に比べますと、一般的にひどく複雑な問題だと考えられます。またわが国の農業条件といたしましては、水の問題が機械化を一そら困難にするということをあらうかと思います。またわが国の農業の高度化も要請されると存じます。そのほかにもいろいろと問題点があると

存しますが、機械化のためにはいろいろと困難な問題がたくさんあります。このように稻作について見ましても、その機械化体系の確立のために解決しなければならない試験研究の課題は複雑多岐にわたっております。稻作において見ましても、たつて要請されるわけでもございません。わが国の農業の近代化、そして生産性の大幅の向上のために、農業の機械化は困難であっても、可及的すみやかに発展させなければならないと存じます。特に最近における農村労働力の激しい流出を見ますと、農業の機械化の促進、機械化体系の確立、そのための農機具の改良開発の試験研究の発展は緊急を要すると存じます。こうした観点からいたしまして、農業機械化研究所を設立し、従来農業試験場農機部において実施されて参りました農機具の改良開発に関する研究を、この農業機械化研究所で強力に推進するということは、わが国とその農業の動向から見まして必要であり適当だと存じます。ただ農業試験場など、ほかの試験研究機関の試験研究並びに調査研究などの密接な有機的関連における運営が重要だと存じます。

ざいますけれども、はたしてこれでいいのかという疑問を感じます。つまり問題の認識に不十分な点があるのではないかと思われる次第でござります。いずれにいたしましても、ほかの農業機械化促進のいろいろの諸施策との有機的な関連のもとに、農業機械化研究所の業務の発展を適正な運営を期待いたしたいと思う次第でござります。

○野原委員長 次に井関参考人にお願いいたします。井関参考人。

○井園参考人　業界を代表いたしまして、業界から先生方にぜひ御要望申上げたいことが二、三ござります。技術的な面は両先生にお願いいたしまして、この機会にお聞き取りを願いたいと存ります。

（微不足道のように）  
条件が著しく変わって参りました。昔の長時間勤務制という日本の特異性が全部はすざれてしままして、世界標準に合わせた労働基準法というものができるました。八時間制として日曜、祭日は休み、なお店に何回かの慰労休暇も与えたり、女性のごときは生理休暇も認めるという時代になつて参りました。ここで農家だけが昔のままでのすき、くわ農業をやりますと、官公署並びに他の産業との労働条件が大へんアンバランスになつて参ります。従いまして、今の青年、若い者は農村に踏みとどまらなくなるわけであります。なあまた、女性のこときは農村にはお嫁に行きたくないといふような時代であります。そこでそれをカバーするため農業機械化を推進して参ります。ようやく機械化の魅力に若い青

て農家をやつていこうということでありま  
ります。従いまして、中小の農村を機械化いたしますことは、必ずしも経済的に有利とは言えないのです。今も近藤先生がおっしゃったように、どちらかといふ農業機械に追われるといふよくな傾向も一部に見えておりますが、事今日に至っては好むと好まずとにかかわらず、農業機械化のできるものは機械化しなければ勢の流れに沿わないのだということになって参つております。従いまして機械化いたしました米交の価格要するに機械化といふものを原価に纏り込んでらわなければならぬといふ時代になつたと思ひます。ただいま一年間に農業機械競争で一割五分程度ふえて参つております。ところが一方、農村のふところ工合と申しますか、農村の経済はかなり苦しいのであります。もうすでに裕福な農村は機械化しておるのであります。これから機械化していくなければならぬ農村は中小農村であります。これらはどうしてもその年の収入をもつて農業機械を買入ることは困難であります。二年、三年あるいは五年からなければこれらの収益でもつて償却ができるないといふような困難な情勢でございます。そのときにはどうぞ喜ばしいことあります。ところがて先般、昨年から先生方の御尽力で農業近代化資金のワクを作つていただきまして、昨年度三百億、本年度五百億と、いうワクを大体もつておるようあります。これは農村のためにまとめておられます。これは農村のためによることでござります。そのときにはどうぞ喜ばしいことあります。

この資金は、農業会の資金を全面的に使われております関係上、窓口が農業会にございます。従つて農業会の扱い品目にどうしても集中するということになります。いまして、商売人が売りました約七五%内外、約一千億内外の機械代金をこれに当てはめることに非常に気がねをしておる状態であります。従いまして少し片手落ちになつておる、これを一つこの際この商業者が扱つております七五%の売り上げ金額を何とか近代化資金に乗せていただきたい、これにはどうしてもやはり近代化資金のワクをふやしていただきて、三百億ないし五百億程度の政府資金を出していただくことが非常にけつこうなのであります。ところがそういう大きな金を政府資金でまかなつていただくということは、なかなか今日の情勢として御無理だと思います。従いましてこれの一部を地方銀行に協力させていただければ、地方銀行もこれに協力する意思が十分にござります。そういうことにいたしまして、窓口を二つにしていただきたい。そらして約七割五分の商業者関係の扱つておる農業機械代金を今の近代化資金のワクの増額と別な窓口を作つていただいて、気がねなしにこれを公正平等に使わせてもららうような機関をなるべく早くお作り願いたい。一方今そういうワクがありますので、商業関係の方はそれに対抗して無理して売るといたしますと、非常に販売が長期にわたります。長期の手形になりまして、金額もかなり膨大にふくれて参ります。今の金融情勢では銀行でこれを割つてもらうことが非常に困難であります。各メーカーとも非常に資金難に陥っております。このままでいった

る、おそらくこれは近いうちにつぶやかれます。いかといふことを非常に憂慮しておられるのであります。こういう方法を講じて貰う事でありますと、農家もどこで買つても近代化資金を利用してもらえるのであります。同時にそれによって回収が非常に楽になりますので、メーカーも助かるということになりますから、ぜひとも一つこの際、重ねて業界を代表してお願ひをいたしたい、こう存じます。

次に、かねてから御計画になつております農業機械化研究所の問題でござります。

これについて業界の意見を率直に申し上げます。御承知の通り業界すなわちメーカーは、各工場に試験室を持つております。試験設備を持つておりますが、しかしながらこれは予算に限度がありまして、採算に乗らないようよりまことに、将来なるかならぬかわからぬようなところまではなかなか手が回つて参りません。将来の機械、たとえば田植機械であるとか、また刈取機も、まだほんとうに実現しておりませんが、これらの中成のものをどうしても早く機械化いたしまして、農家の労働力の均衡をはかつてあげなければならぬのであります。これらに相当事を欠いておることは明らかでございます。ことに新製品の検査でござります。これがなかなかむずかしい問題であります。とりとくいづらな機械だと思って作つた機械が實際には実用に適しなかつておることは明らかでございます。農家の喜ぶ機械であるかどうかといふこと

ことを見定めるには、相当完備した研究室と広大な試験農場をもちまして、十分に試験をしなければならぬのであります。が、これがなかなか思うように参りませんで、各メーカーとも苦慮いたしております。こうい観点からここに國が柱棒かついで——柱棒ではあります、國がほとんど全面的に御支援をいただきます総合農機具試験場、農業機械化試験場といふようなものができまして、民官力を合わせて足らざるところを補つていくということは非常にけつこうなことだと思います。実はもつとやつてもいたかつたということことでございまして、われわれとしては全面的に御協力申し上げ、御期待申し上げておるのであります。ただここに申し上げたいことは、せつかくここまで踏み切つていただきました研究所が中途半端なものになつたのではもつたいないことであります。従いましてこれを本格的に活用し、その真価を高めるためは、どうしても研究所の設備を完備しなければならぬと同時に、技術員の充実をはからなければいけない。と同時に相当広範にわたる試験設備あるいは試験農場を将来持つてもらいたい。せつから作り願つたのだから思い切つてこれに力を注いでいただき、なるほどこの研究所ができたおかげで農家も助かり、われわれメーカーも非常に助かつたというところへどうしても落ち着いてもらいたい、それには國家の方でもう一步踏み込んでいただいて、大いに一つお力添えを願いたい、こう存ずるのであります。



るいはおやりになる目標がおありになりますかと思ひますが、やはりこれも強くうたつてない。農業機械設計上の基礎原理と申しましょか、あるいは基礎資料のための研究、これはすぐには金の方には関係いたさないにいたしました。りっぱな農業機械、特別な産業機械の中でも私は農業機械は非常に難さがあるのです。そういう点におきまする基礎の資料が非常に不足している。こういうものをどんどん提供してやらなければいけないと思ひます。また規格統一といふような問題がござりますが、妙な規格統一をやると、機械の発達を阻害いたしますが、部品の統一といふくらいのことは、これはぜひと願いたい。通産省のJISはございますが、現在たとえば新たに生まれようとするところの十馬力ないし二十馬力のトラクターにつきましての規格の問題であります。こういうような点は世界的にも、小さなトラクターにJISみたいなのはきまつておりますが、せめて作業機とのヒッチ、すなわち結合部分、こういふものの統一といふようなこと、こういうふうに考えます。

なお、機械化審議会といふものが前からございまして、今度の法令からも除かれおりませんが、これはちつとも前と変わつておりません。ただ農林

御当局に非常に苦言を申し上げるようでは恐縮であります。私自身もかつては農林省の役人でありますけれども、この機械化審議会におきまして検査部会の審議会がございまして、これ

はなるほど昭和二十八年に——実を申しますと、昭和二十八年の前の昭和二十四年ごろから國營検査をやっておりました。それから今日まで約十五年間国営検査に關係するところの審議会といふものが非常によく活動して、今日の日本の農業機械のレベル・アップに功績があつたことは、どなたも御承知の通りであります。しかしながら、この機械化審議会は、審議の委員が二十五人、専門委員が四十五人おられまして、審議会の会議の招集は農林大臣、その会長がやるのであります。昭和二十八年から今日まで十年間のうちに一回も開かれておらない。

もちろんこの審議会は政策がございまして、審議会の会議の招集は農林大臣、その会長がやるのであります。昭和二十八年から今日まで十年間のうちに一回も開かれておらない。

は、國といたしまして何という情けない状態になつておるのか。口を開きましても、日本の農業機械化の重要性を先生方はみな諭せられる、ところが、はたしてこういう方々が、國の施策に対して、どれほどの研究費やなんかを出しにならうとなさるのか。これは、どうしてもここにお集まりの委員長初め、ほんとうの専門の皆さん方のお力をかりる以外になつておるのか。口を開きましても日本の人民の代表としておらぬもまた日本の人民の代表としておらぬのであります。皆さんもまた日本の人民の代表としておらぬのであります。私は四十年の経験から見まして、ほんとうに皆さん方に頭を下げてお願ひしたい。どうか、

御承知の通り、今度農業機械化研究所を政府出資並びに民間出資も仰いで、試験研究についての一本化体制を作らうということになつたわけです。御承知の通り、今度農業機械化の問題とかもう一つの点だといふふうに指摘をされておるわけですが、この機会に数点について御質問申し上げたい。

農林大臣が一回も集めていない。農林大臣の河野さんからおしかりを受けるまいりましたが、お忙しい河野さんにお願いいたしまして、私の大へん乱暴な動きがあるくせに、日本の将来の耕地の一枚の面積はどれくらいにしたらいいのか、あるいはどれくらいの大きさをだれもやらないでおる。ぜひこの研究所の方に私はお願ひいたしたい、こういふうに考えます。

このトラクターならば何町歩の經營ができるかもしれませんが、せめておもと惜しげのない御協力あるいはお話をいただきたい。こういうふうに教えをいただきたい。こういうふうにお願いいたしまして、私の大へん乱暴な話で、農林省の方々、あるいは先生方に御迷惑をかけたと思ひますが、どうか私の意のあるところをおくみ取りまして、きょうは機械メーカーの方か

の通り、比較的中小企業的な性格のものが多いわけであります。最近の数字によくわかりませんが、昭和三十三年の農業機械機具の工場は二百五十一というふうにいわれております。三百人以上の従業員のものは十七社、百人から二百九十九人までが四十四社、五十五社という実態から申しまして

おりましたならば、こんなに今あわてる必要はない。そのような意味合いであります。

おきましたので、要するに、この法律を直せというのではございません。で、この法令を十分に生かしまして、

こういうような審議を看々おやりになるようにお願いしたいと思います。

また、ここにお集まりの衆議院の先生方に特にお願いしたいのであります

### ○野原委員長 午後三時十七分開議

### 午後二時三分休憩

農業機械化促進法の一部を改正する法律案について、参考人及び政府当局を開きます。

○角屋委員 太だいま農業機械化問題について、昭和三十七年から三十九年を目途にし

たと、日本の農業機械化の重要性が、今、日本の農業の機械化の重要性は皆さん方がよく御存じなのであります。ですが、この機械化に対する研究施設なり、あるいは研究のための金の使い方は、國といたしまして何という情けない状態になつておるのか。口を開きまして、どれほどの研究費やなんかを出しにならうとなさるのか。これは、どうしてもここにお集まりの委員長初め、ほんとうの専門の皆さん方のお力をかりる以外になつておるのか。口を開きまして、それぞれ参考人の方々に質疑を行ないます。

質疑の通告がありますから、逐次これを許します。角屋堅次郎君 法律案について、参考人及び政府当局に質疑を行ないます。

○野原委員長 お答え申しますと、御承知の通り、今度農業機械化研究所を政府出資並びに民間出資も仰いで、試験研究についての一本化体制を作らうということになつたわけです。御承知の通り、今度農業機械化の問題とかもう一つの点だといふふうに指摘をされておるわけですが、この機会に数点について御質問申しあげたい。

御承知の通り、今度農業機械化の問題とかもう一つの点だといふふうに指摘をされておるわけですが、この機会に数点について御質問申しあげたい。

農業機械化のために、もっともつと

お願いいたしまして、私の大へん乱暴な動きがあるくせに、日本の将来の耕地の一枚の面積はどれくらいにしたらいいのか、あるいはどれくらいの大きさをだれもやらないでおる。ぜひこの研究所の方に私はお願ひいたしたい、こういふうに考えます。

このトラクターならば何町歩の經營ができるかもしれませんが、せめておもと惜しげのない御協力あるいはお話をいただきたい。こういうふうに思ひます。

農業機械化審議会といふものが前

からございまして、今度の法令からも除かれおりませんが、これはちつとも前と変わつておりません。ただ農林

御當局に非常に苦言を申し上げるよう

です。

農業機械化審議会といふものが前

</

ております。この出資の内訳はまだ体、並びに農業に関するいろいろな電気器具あるいはゴム製品、いろいろな油関係、そういうようなところからと、それから農機具メーカー、そういうことになつていています。農機具業界が出資いたします金額は大体二億円見当という話を聞いておる。これはおしゃる通り、最近非常な金融逼迫のおからであります。しかし、われわれ業界としては、いろいろなことは、時節柄非常に当を得たことであり、また望ましいことであります。しかしながら決心をわれわれもいたしております。これはおしゃるようになります。その点でわれわれ業界に対する割当二億円は、当然確保せざんござりますので、これらにかなり大きな額を割り当てるということは困難であります。どうしてもやはり比較的大企業に類する面で少なくとも七、八割の額を見なければならない、こう思つておりますが、しかし、この運営の面において、大きなメーカーがよわけい金を出したからといひので、権利を主張し、中小企業の出資のことまで、メーカーが恩典に浴せないといふやうなことは全然ないと思つております。おそらく大メーカーの方はみなおのれの研究所を持つておりまして、基礎研究もある程度までやつております。おのれの自立の態勢になつておる。小さなメーカーの方は何といつても売り上げが小さいのですから、あまり研究に金をかけることは困難であります。

て、陣容においても設備においても少しあが貧弱であります。ですからそろそろ御利用なさるのではないか。大きなかつら一カ一は割当を完遂する上において

とである。実態はどうあるか必ずしもつまびらかにいたしませんが、ややもすると試験研究といふものは民間の場合、他との競争の関係もあって、秘

○二瓶参考人 お答えいたします。  
のかという点について御意見を承  
さらに最後にメーカー側の井関さ  
らも御意見を承りたい、こう思  
す。

やはり各メーカーとも特許権というようなものが、国で許されておりますようだに、やはり独自の発明やなんかの擁護ということもないがしろにすること

ささか貧弱であります。ですからそぞら一時的に金がある程度まで出すけれども、決してそれを優先的に、金を出でからというので権利を主張するというようなことはおそらくございません。ことに今申し上げたように、これを一応寄付したつもりで、われわれ業界のためにこういう研究所を設ける。この趣旨に全面的に御賛成申し上げ、一そくこれを、先ほども申し上げたように、百パーの効果を上げてもらおうように、政府においても、いよいよこれが充足しまして、運営に移ればまた予算をふやしてもらって、そろしてこの研究所というものを百パーの協力申し上げなければならぬという気持ちで、大メーカーに負担は多くなりますけれども、決してこれがために権利を主張して、小さなメーカーをそっちのけにして、大きなメーカーが利用するというようなことはほとんど全然ないと断言いたしましても差しつかえない、こう思つております。そういう御心配はなかろうか、こう思つております。

○角屋委員 先ほども参考人の二摘要生その他からお話をございましたが、民間の特に大メーカーを中心とした自的な農機具に対する試験研究といふものがなされておる。今度これに資するため、農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうなどといふ

て、陣容においても設備においても、ささか貧弱であります。ですからそぞら小さいメーカーの方が逆に大いに御利用なさるのではないか。大きなメーカーは割当を完遂する上においても、決してそれを優先的に、金を出でからといでの権利を主張するというようなことはおそらくございません。ことに今申し上げたように、これを一応寄付したつもりで、われわれ業界のためにこういう研究所を設ける。この趣旨に全面的に御賛成申し上げ、一そくこれを、先ほども申し上げたように、百パーの効果を上げてもらおうように、政府においても、いよいよこれが充足しまして、運営に移ればまた予算をふやしてもらって、そろしてこの研究所というものを百パーの協力申し上げなければならぬという気持ちで、大メーカーに負担は多くなりますけれども、決してこれがために権利を主張して、小さなメーカーをそっちのけにして、大きなメーカーが利用するというようなことはほとんど全然ないと断言いたしましても差しつかえない、こう思つております。そういう御心配はなかろうか、こう思つております。

○角屋委員 先ほども参考人の二摘要生その他からお話をございましたが、民間の特に大メーカーを中心とした自的な農機具に対する試験研究といふものがなされておる。今度これに資するため、農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうなどといふ

業機械化研究所ができる基礎的な研究もやらなければならぬ、あるいは民間の会社等におけるところの研究も大きいにこの面にくみ取つて、農民の立場から農機具の前進のためには、秘密主義のヴァーチャルを取りはずしていくことが必要なんじゃないか。そうならないでいると、今後こういうものが新設せられた場合に、農業機械化研究所で行なう基礎的な試験研究と、民間のメーカーが独自にやっておるところの試験研究を、どう総合化していくか。その場合に、それぞれのメーカーの競争的な立場から、ややもすれば生じやすい秘密主義のヴァーチャルというものをどう克服するのかということが、非常に重要な問題の一つだと思うのであります。この点については二瓶先生から、先ほど基礎的研究を強調されたわけですが、これは単に機械化研究促進だけの問題でなくしに、特に直接生産に携わつておるメーカーとの協力、あるいはその基礎的研究といふものの協力を仰がなければならぬ幾多の大きな問題についての、研究所と民間メーカーとの研究部面におけるところの相互協力といふものは、どういふうにしていったら一番いい

のかといふ点について御意見を承り、さらに最後にメーカー側の井関さんからも御意見を承りたい、こう思いました。  
○二瓶参考人 拝受いたしました。  
今の御質問、全く御同感でござります。この点は非常にむずかしい面がありますが、たとえばある機械の研究費をやる、そういたしますときに、常に基礎になる材料がありませんと、むだな道を非常に通ることになりますので、一つの機械、たとえば具体的に申し上げますと、一台の小さな動力耕耘機といふ機といふものを、ある会社で新しい型を作るということになりますと、大体三千万円から五千万円の研究費といふことがいわれております。それにはいろいろ基礎的な研究やなんかも入っておりまして、そういう点で、こういうふうな研究所でできるだけ基礎になる資料——たとえば刈取機を研究いたしましたとしても、刈り取るところの対象になるものは稻であり、麦であり、あるいはレンゲのようなもの、牧草のようなもので、水分の多い切りにくい材料、そういうものの物理的な性質なりあるいは化学的な性質なり、あるいは機械的な性質といふものの研究がありませんと、その研究ができませんので、そういうことの研究といふことになりますと、私がさつきから主張いたしますように、こういう大きな研究所でやつていただいて、そのデータをできるだけ早く各メーカーに公表する、当然こういうところは公表するものだと思います。またすべきだと思いまして、そういうものをもとにいたしまして、各メーカーが勉強するのであります、ですが、そのときのによりましては、

やはり各メーカーと特許権といふよ  
うなものが、国で許されておりますよ  
うに、やはり独自の発明やなんかの擁  
護ということもないがしろにすること  
はできませんが、やはりある程度まで  
は、これはみんな何と申しましょう  
か、秘密というものは最後のこところな  
で、井岡さんが会長をやっておられま  
す農機具工業会にはいろいろな部会が  
ござります、刈取機には刈取機の部  
会、耕耘機には耕耘機の部会がござい  
ますから、少なくともこの研究所など  
で、これからこうあるべきだというと  
きには、一応部会といふものを対象に  
したものの考え方で研究をまとめてい  
くといふようなやり方が、今後の生き  
た研究のやり方じゃないか、そんなふ  
うに考えております。

○角屋委員 先ほども参考人の二三點先づ  
生その他のからお話をございましたが、  
民間の特に大メーカーを中心にして自  
主的な農機具に対する試験研究とい  
うものがなされておる。今度これで「農  
業機械化研究所は、農業機械化の促進  
に資するため、農機具の改良に関する  
試験研究及び調査」を行なうといふ

であります。まずその点について二箇  
先生、さらに近藤先生から、今後新設  
されいく農業機械化研究所ができる  
場合、今日開拓をしていかなければな  
らぬ幾多の大きな問題についての、研  
究所と民間メーカーとの研究部面にお  
けるところの相互協力というものは、  
どういうふうにして、いつたら一番いい

しますように、こういふ大きな研究所でやつていただいて、そのデータをできるだけ早く各メーカーに公表する。当然こういふところは公表するものだと思います。またすべきだと思います。そういうものをもとにいたしまして、各メーカーが勉強するのであります。そのときのによりましては、

○井関参考人 今、御質問、二瓶先生の  
お答えで大体尽きると思いますが、  
ただ一つ、メーカーの研究所には秘密  
ある次第でございます。

○参考人 応じて広く公表されるという方法がと  
らるべきではないかと考えます。この  
研究所の適切な運営が重要であり、そ  
れに期待しなければならないかと考え  
る次第でございます。

いとは言えないのです。新型を出します前的研究途上にある機械は、なるべくよそに見せたくない。新型が出てしまいますれば、もうすぐに公表しますが、その直前にはなるべく見せたくない、こういう面がありますが、しかし外国の研究所に比べると、非常に開放的なのです。どこのメーカーがおののおの工場視察に来ましても、もう各部門とも見せぬというところは全然ありません。要求するところは全部見ております。ただ新しい機械の構造を一々説明するというところまでは参りませんけれども、従つて業界は第一線ではかなりしのぎを削つておりますが、会の集まりなどは非常にござかりります。ほんとうにこれはお互に職を同じくする業種の集まりで、模範的なのものだと思っております。従つて今二瓶先生のおおっしゃるような基礎研究をここでやつていただいて、刈取機なら刈取機は大体こういう方向で進むというようなことを部会ででもよく練りまして、そして基礎的なものを研究所でやつてもらう。それから最後の枝葉の問題を各工場でやる、あるいはまた各メーカーの研究所によつては、ある程度まで研究したが、どうしてものにならない、自己の資本ではとてもこれはやり切れないのだという場合に思ひます。とりあえずこれはできましょん所では投げ出して委託研究をお願いしてから後に、運営いかんによつて非常にこれは有效地活用ができるのではないかと思います。

○角屋委員 農業機械工業界のいわゆる生産問題、三十六年度の実績は一部推定がまじりまして、六百三十五億三千万程度といふうに、私ども資料で調べたのではいわれておるわけです。三十七年度は生産見込み総額として六百七十億程度を予定する、こういうふうに生産計画をそれぞれ立てるのであります。これが今日の状況から見てされども、その中では耕耘機関係で四十三万台といふことを予定いたしておられます。これがなかなか激しい販売合戦になるのではないかといわれております。これが今日の状況から見て考えられておるのは畜産関係の飼料の裁断機あるいは乾燥機、農業用フォークあるいは刈取機、こういうこれから盛況になる畜産関係については、積極的な増産目標を立てておる、こういうように言われておるわけですが、いわゆる元らんかな姿勢でどんどんやっていく。それが農業經營の機械分業的な圧迫の要素になつてくるような問題で、生産計画といふもの、これから農業の全体的な指導とマッチしていくという調整を、従来どのようになされたきたか。単にメーカー側の自主的な判断、従来の実績、こういうようなものからやつていくのかどうかといふことが、これは農林省の農政指導として一つの基礎的な判断条件といふものをどういうふうに置いておられるのか、関係業界としての一つ意見を承りたいと思ひます。

○井関参考人 なかなかうがつた御質問へ受けました、六へ共鳴する三

**○角屋委員** 後ほど関係委員の質問がありますから、なるべく簡潔にやつておこなう二二箇り二二、一回、います。

○**芦屋委員** 後ほども関係委員の質問がありますから、なるべく簡潔にやつて、あとに譲りたいと思います。

農家の購入の生産資材の中で占める農機具の比重といふものは、非常に大きなウエートを占めておる。たとえば、統計調査部の資料で三十五年度の分をみると、農機具関係が約千百十九億、肥料が千三百七十億、飼料が八百五十九億、農薬が二百六十五億といふことで、肥料に次いで農機具が非常に大きな比重を占めておる。今後の資本設備でこれが相当な比重を占める。固定資産の関係の比重から申しましても、昭和三十五年度で約三四・八%、こういうふうな比重を占めておるわけですが、先ほど参考人の意見の中で、農業機械の大型化があるは中型化かといふ論議、これは直ちに今日の時点で論をつけるわけにいきませんが、こういう問題を含めて十分やつていかないといふと、相當な資本設備の要素をなしておる農機具関係で、今後の発展の過程の中で大きなロスを生ずる。メー

○二瓶参考人　ただいまの問題、今  
同感でございまして、左ほどの申

○二参考人　ただいまの問題、今同感でございまして、先ほど申しましたように、今日の小さな耕松機械はまだ出ませんが、おそらく百十五万台くらい。今後これがどうなるか。年四十万台くらい出ますので、あることしの三十七年の暮れには、おそらく五百五十万台くらい。そらしますと、百万農家のうち、四軒に一台となるような数字になってしまいます。このが、こういうものを持つておりますと、自分で耕地をやるというのも、非常に稼働面積が少なくて、稼働時間も少のうございまして、私などの調査の一例を申しますと、体二十五、六万の機械でありますから、一年間に七、八町歩耕耘いたしましたと採算がそれません。あるいは、四五町歩、農林省の方でもこうい計算になつてゐるかと思います。こ

四

いは、三十馬力ぐらゐのものが一部の代表せられる井関さんがおられまして、非常に私などと意見が違うのでござりますが、メーカーさんは充ればいいわけですからなんですが、やはり一部から指摘をされているように、過剰投資ではないかとも明らかに認めざるを得ないと思います。しかしながら、農家のいろいろな心理状態なり仕事の共同化とかなんとかいろいろな面がありますから、考え方によつては、過剰投資をしたつていいではありませんかといふことも成り立つかと思ひます。農業といふものもまた最後の採算までとるということを考えたりを想定の目標にいたしまして、その後の三十年、五十年はしばらくおきまして、十年後あたりのことを考えますと、今の耕耘機やなんかのような歩く農業から、私は、乗る農業に飛躍するだらうといふことは当然なんあります。それで、御承知かと思ひます。今日は小さいのであります。二十馬力以下の乗るトラクター、これこそほんとうの小さなトラクターなんあります。それで、今、日本では、十馬力以下のトラクターのことを小型トラクターと申しておりますが、世界的に見ましら、大体十から二十馬力くらいが小型、二十から三十馬力くらいが中型、三十以上が大型

ころで使われておりますが、これは非常に私がござる所から考へますと、大体二十馬力以下の十町歩単位とかあるのは十五町歩というのが、一応の段階としては、十五から二十馬力以下が中心になる。そうすると、小型の個人用の機械といふものは、一時だんだん構ばかりしまして、そうしてそれになつて四つ車の方がだんだん出でてくるんじゃない。現にこれも、十分の一種類がもう今日市場に出ておる。こういう時代に今年あたりからだんだん移つていつて、今後十年後あたりを想定いたしましたならば、そういうもののはだんだんすたれていくんじゃない。これは必ずしも夢でなしに、私は、実現可能の一つの方向であります。個人的な意見で申しわけございませんが、そんなふうに考えております。

○角屋委員 これは後ほど農地開発機公団のところでもむろん出てくる問題であります。県の公社なり県自体でおやりになる方でも、やはり中心になるところにそういうものを置きまして、仕事の間に合はないことのないように十分やるようになっておると思いますが、これもだんだん今後そういうふうな場合にぶつかりまして、改良されていくのでありますけれども、それらの問題について一つ一つ解説しておきますが、二瓶先生、二郎先生どちらでもけつて御承知かと思ひます。今日は業界のことですが、そういう点につれども、それらの問題について一つ一つ解説しておきますが、二郎先生、二郎先生どちらでもけつて御承知の通り、今日、県の他が開拓しておられます。私どもはそういう芽ばえが出てきておると、いろいろな機械的貧乏的なものを何と

うに、三十馬力ぐらゐのものが一部の代表せられる井関さんがおられまして、非常に私がござる所から考へますと、大体二十馬力以下の十町歩単位とかあるのは十五町歩というのが、一応の段階としては、十五から二十馬力以下が中心になる。そうすると、小型の個人用の機械といふものは、一時だんだん構ばかりしまして、そうしてそれになつて四つ車の方がだんだん出でてくるんじゃない。現にこれも、十分の一種類がもう今日市場に出ておる。こういう時代に今年あたりからだんだん移つていつて、今後十年後あたりを想定いたしましたならば、そういうもののはだんだんすたれていくんじゃない。これは必ずしも夢でなしに、私は、実現可能の一つの方向であります。個人的な意見で申しわけございませんが、そんなふうに考えております。

○二瓶参考人 今の問題確かにそうでもあります。今まで、今日の小さな機械でありますと、最近の機械は非常にこぢんまりますが、県の機械化関係の公社、公団その他のが開拓しておられます。私どもはそういう芽ばえが出てきておると、いろいろな機械的貧乏的なものを何と

うに、三十馬力とか三十馬力とかいうところで使われておりますが、これは深耕対策、深く起こす方面で使われていますが、将来、営農の面から考へますと、大体二十馬力以下の十町歩単位とかあるのは十五町歩というのが、一応の段階としては、十五から二十馬力以下が中心になる。そうすると、小型の個人用の機械といふものは、一時だんだん構ばかりしまして、そうしてそれになつて四つ車の方がだんだん出でてくるんじゃない。現にこれも、十分の一種類がもう今日市場に出ておる。こういう時代に今年あたりからだんだん移つていつて、今後十年後あたりを想定いたしましたならば、そういうもののはだんだんすたれていくんじゃない。これは必ずしも夢でなしに、私は、実現可能の一つの方向であります。個人的な意見で申しわけございませんが、そんなふうに考えております。

○角屋委員 時間がございませんから、これまで刈つておりますが、幸いにも刈取機が終戦後、関東東山農業試験場で研究されまして、今日ようやく実用の域に入つたと断言してもよろしいかと思います。まだ農家の方には十分入つておられませんで、各メーカーさんがお作りになりましたものだけで、ここ二、三年間に充れた台数はと聞かれた

非常に成功をいたしております。それから稻、麦の刈り取りの方もかなりのところにいっておるのであります。が、後の脱穀作業のことを考えますと、一度二条も三条も刈り取りまして、稻先が乱れると今度は脱穀作業でまとまります。ところが最近投げ込み式のスレッシャーの発達によりまして、かえつて稻の刈り取りは亂暴に刈つても象が起きましたので、今いつところの刈り取りの方は普及するのかと申しましたならば、即答するはどうかと思ひますが、おそらく五年後におきましては、汽車の轍からかなり見られるような刈取機の時代がくるかと思います。スケールはまだ小さございまして、刈り取つたり脱穀するコンバインといふようなものは、まだまだ先であります。が、一応刈取機というものが汽車の轍から見られるようになるのは、おそらく五年を待たないかもしません。そういうふうにりつぱにできておりま

こ十年か十五年のうちにほんど移転いたしますが、それが最近ます。内地でもやはり直まきが問題になります。ところが直まきをやります。しかも田への直まきのやり方もあります。あとに雑草のはえる心配がなくなつたということは非常に強みであります。今までのような水を張つた直播ではなくて、乾田直播といふようなことはなしに、乾田直播といふようにして収量的にもそら劣つていい。しかしも田への直まきのやり方もあります。しかも田への直まきのやり方もあります。今までのような水を張つた直播ではなくて、乾田直播といふようにして収量的にもそら劣つていい。あるいはむしろ増しておるのではないか、労力の点が半分なり三分の一になるということがわかつて参りましたので、これなども、あるいは幾何級数的と言つては乱暴かもしれません。しかし直播時代が来年、再来年、またくるのではないか。全部直播にならざるとは考えられませんが、相当の面積が直播の方に入りますと、この機械化の方の労力といふものは、かなり節減できるところはっきり断言できるかと思います。

一、二の心配をしなければならない個所があります。全く一部の問題にまで解決しかけておりますが、最後の問題がまだ自信のあるところまでいっておりません。従つてこれはいつ実現するかということは、ちょっとところで申し上げられませんが、中共が今非常に田植機に力を入れております。これは人労難、畜力難で、中共の広いたんばを田植えするには大へんな人手を要しますので、何とかこれを解決しなければならないといふことで、ずいぶん助成金をたくさん出して各方面で研究を続けております。ところが、これもようやくどんにかものになりかけたけれども、一部にはできておりますが、まだほんとうの実用にならない。従つてこの問題は、われわれ業界の責任において、何とかやらなければならないといふことで一生懸命なんですが、でき上がった苗のやわらかい根を分ける装置が、ちょっととしたことですが、実際問題としてむずかしい。従つてこれがいつ実現するかということはまだちょっと申し上げられない。ただもう一步といふところにいっておりまます。

構造改善に資さなければならぬといふ配意の義務があるのですね。これは非常に大切な点であるゝと思うのです。そこで今後の農政の方向、つまり農業基本法も出ておりますし、基本法を大きな柱として構造改善ということについて、同じような名前の構造改善事業というものが出てきておるわけですね。そういう点について、先ほど述べたが、機械化に対する配慮がいろいろある。そしてまたその配慮ゆえに機械化どんどん導入しておるけれども、過剰投資になる、あるいは機械化食乏に現実に農村がなつておる。そういう点で近藤先生にお伺いしたいのですが、実の機械化促進と國の構造改善に対する現実の施策、もう少し基本法の関係では土地の必要な整備などに國が大いに力を入れるであろうと思われておつたのです。それが同じ名前の構造改善事業といふ適地適産の方針に変わつた。そういう点で機械化促進について國の現実の政策がマッチしていないのです。私は考へるわけですが、この第三条の構造改善に対する配意義務との関連で近藤先生のお考へがございましたら、ちょっとお伺いしたい。

ても、機械化という立場から機械化を促進する、機械化を可能にする、これはただ農業機械だけの問題ではなくございませんで、いろいろな条件がからみ合つておるわけです。そういう条件を明瞭にし、それとの相対的な関連で適切な農業機械の研究を進めていくと、いうことが必要だと思ひます。その中で特に重要なことは土地条件の整備でございまして、それから私先ほど申し上げました経営構造のいろいろな場面においてあわせて進めていく必要があると思うのです。たとえば先ほど問題になりました直播栽培の問題などございましょうが、最近の農村からの労力支出に伴いまして、農家の間に直播栽培の要望が高まつておる。それから試験研究機関におきましても直播栽培の試験研究に力を入れております。ことに最近におきましては非常に力を入れておるわけであります。先ほど二瓶さんからお話をありましたように、直播栽培もおおいに移植栽培に匹敵する収量を得られるようになるだろうと、うそつきましたが、直播栽培の問題が、何しろ日本の稻作といふものは移植栽培と固く結びついて参りました。土地条件なども移植栽培との関連において改良が進められてきたと言つていいかと思うのであります。そこで収量をあまり問題にしない直播栽培ですと、これは可能性が考えられると思うのですが、けれども、日本の条件といたしましては、今後は直播栽培においても現在の移植栽培よりは高い収量レベルのものを目指さなければいけないと思うのですが、たとえばこういった収量レベルの高い直播栽培ということになりますと、

水利施設を整備するということが必要になります。また深耕して畜肥などの有機質肥料を増強して地力を培養するといったような条件が必要にならなければなりません。たとえばその場合には深耕を可能にする、地力の培養を可能にするというようなことは、今までの水田農業そのままの形で進めたのではなかなか無理なのです。ここに大きな改善、革新を必要とする。たとえば畜肥を増投して地力を培養するというようなことになりますと、畜産を導入するというようなことをあわせてやられなければならない。しかもその畜産は生産性の高い形で進められなければならない。こういうようなことになつて参りますと、どうしても小規模単位の経営ではだめなんです。一つの経営の規模を大幅に拡大いたしまして直播栽培、移植栽培、これも労力分散の関係で移植栽培も幾つかの段階に分ける、飼料生産のための田畠輪換を取り入れるといふようなこともやらなければなりません。それほど合理的に肥培管理をいたしますためには、かなりの大面積に集団的に実施をして適切な肥培管理をするといふことが必要になつてくる。このようにいろいろな問題がからみ合つておるわけであります。御指摘のように土地条件の整備といふことが機械化を促進するリミットイング・ファクターになると思います。私も農林省の施策がどう行なわれていくかということをおぼろげには存じておりますけれども、私たちといつましてもこういったことをもつともつと強力に進めることが必要だというふうに考えております。

○鶴崎委員 農林省の施策について  
は、時間がありますからまた別の機会  
にゆっくりお聞きいたします。  
二瓶先生にちょっとお伺いしたいの  
ですが、大型トラクターが今後日本に  
普及するとして、今の導入可能な面積  
からいって大体どのくらいその余地が  
あるか、もしさういうめどが言えまし  
たら一つ……。

○二瓶参考人 突然の御指名で大へん  
恐縮なんでござりますが、今十馬力  
以上の大きなトラクターが大体四千五  
百台といわれております。今日あるいは  
は五千台ぐらい入つておると思います  
が、その五千台の半数が北海道でござ  
います。あとの半数が内地でございま  
す。十馬力以上でございます。それで  
今、日本内地で一番多く大型が入つて  
いるのが兵庫県でございますが、こう  
いうところも大型を入れまして三、四  
年たちますが、さんざんな目にあつて  
いるわけでございます。と申しますの  
は、まず道路がない、それから耕耘区  
画が狭い、あるいは耕地が分散してい  
るのでせつかく大きな機械を入れまし  
ても一日の稼働面積が非常に制約を受  
けておりまして、さんざんな目にあつ  
ておりますが、使い出してから三、四  
年の今日、道も直しましょ、あるいは  
は区画もだんだん整理しましょうとい  
うことが大型が入つてから直つておる  
のであります。兵庫県の例は人手がな  
いための大型化なんでありまして、そ  
れに伴つて深耕もできただというので、  
深耕のおかげで病害虫防除もかなりで  
きるようになつた、それから収量も増  
したといふような予想外のことが出て  
おりますが、それでは日本の現状はど  
うなるかと申しますと、日本の水田の

機械化を考えましても、おそらく水田の半数といふものが湿田地帯でござります。そういうような湿田の地帯でござらうか。いろいろ条件の整備といふことで今までやつておりますとなかなかがんばっておられます。あるいは入つてから道がないことになりますが、今までござらうか。いろいろな大きな機械が入らぬことを申しますと、かりに六百万町歩のうち二百萬町歩可能だというふうにするか、あるいは一百萬町歩できるんだという数字はおそらく農林省の方で調査になつたものがあると思いますが、今ちょっと記憶ございません。かりに一百萬町歩なら百万町歩に大きなトラクターが一町歩に一馬力ぐらいいの計算になつております。それですから百町歩に百馬力という計算で、五十町歩の農業經營者であれば五十馬力を持つてゐるんだといふことはもいわれておりますが、日本でありますとあるいは一町歩について二馬力ぐらいの勘定でいかないとうまくいかないんじゃないのか。これも单なる私だけの考でございまして、これはもつと勉強させていただきましてお答えいたしたいと思いますが、外国の例では何か一ヘクタールに一馬力、五十五ヘクタールなら五十馬力ということです、そのほかにももちろん十馬力とか小さなトラクターも持つてゐるようですが、三倍ぐらいの馬力を見ませんと、道路が悪い、飛び地になつてゐる、区

ち三十七年度については一億円を三回に分けてというのですか。

○井関参考人 いや、これは農機具業これから農業団体あるいは関連団体、こういうものを合わせて五億円、こういう計画でござります。

○檜崎委員 そうすると二億円を三回に分けてという話ですが、大体本年度の割当分のめどはつきましたのか。

○井関参考人 大体いいと思っております。それは確信を持っております。

○檜崎委員 大体と言わわれては大へん困るのではなからうかと思うのです。が、これもまた政府に直接に聞くことにいたしますけれども、まあ大体くらいの見通しはついておるという回答として承つておきます。

それから民間が研究所に出資をすれば出資者としての権利があると思うのですが、大体どういう権利を期待しておられますか。

○井関参考人 別に出资したからといつてこれだけ権利を主張するというような考えは持つておりません。ただ農業全般から見て、当然やるべきことだから御協力を申し上げる、また特にわれわれも一面においては大いにこれを利用させていただくということになりますが、さつきもちょっと申し上げましたけれども、出資が多いから株式会社みたいに配当をよけいもらうとか、よけいにこれを利用させてもらいうといふような考え方は、今のところだれも持つていらないようであります。従つてこれについての問題はありません。そして、今大体と申し上げました

ことには聞こえますが、もつと具体的に、ほかもできたんだから何日までにどれだけそろそろという、はつきりした御指示がありましたならば、これに基づいてこちらも歩調を合わせて参りますから、決して大体とお聞きになりませんでも……。

○檜崎委員 この法案が通るかどうかまだわかりませんから、その通りだともう命令がくればちゃんと耳をそろえて出しますといふのができるおららしいのですが、それはまた政府に別に聞きたいと思います。

それから今の出資をして利益を受けた点について大へんきれいなお考えで政府も助かると思うのです。しかし、何か利益がなければ民間会社は金は出さぬだろと思ひます。その点についてももう少し聞きたい点がありますが、これも政府に聞きます。

それから、これはこまかい点になりますが、大体機械を実際に使っていらっしゃる農民の方の御意見も実は聞きたかったのですけれども、その関係の人がおられませんので、井関先生は三年間農業をやられたという話を聞きましめたから、よく事情がわかつておられると思いますので、立て続けに聞きますから一緒にお答えをいたさきたいのですが、小型耕耘機は自動車損害賠償法の適用を受けておるわけですか。

○井関参考人 ええ、受けておりま

す——ほかの自動車のように保険金は常に少ないものですから、それに見合いで不利であるというので、何とかもう少しと希望を聞いているのですが、ガソリン税の問題はどうでしょうか。

○井関参考人 ガソリン税の問題は、やはり自動車は道路補修のためにかなりガソリン税を別に納めておる。農民もそれと同じようにガソリン税を納めている。ところが、自動車と同じようなガソリン税を農民にかけることは無理じゃないか。一応それをかけなければならぬということをかけるとするならば、それを何とか農家に還元してもう少しかかると、内地で大型トラクターを作る場合、生産台数が外因に比べて非常に少ない。従って原価高になる。関税が下がってきますと、太刀打ちできない。だから程度の関税は必要だ。そうかと思つて、むしろ大型トラクターだけに関税を多くするわけにはいきませんから、おそらく将来は大型トラクターについては、日本では太刀打ちできませんと、大型トラクターの入る余地はある程度実情が不可

能ならしめる、従つて小型耕耘機が今後もまた伸びるであろう、これは業界の御意向としてはあるいはそういうことにお考えになつておるかもしれません。しかし、おそらく将来は大型トラクターは外國に依存しなければならないのではないか、こう考えておりま

す。

先ほどからいろいろ先生方のお話がありまして、大型トラクターといふものが将来必ず内地に入るのだ、水田農業にも大型トラクターの需要が出てくるのだという御意見であります。将

来としてはそういう望みを持つことはあります。近藤先生のところでは、せっかくとられた特許ですから、一応特許権をお持ちになることはけつなります。また、そういう意味で

トランクターは水田にはあまり向かない。これは何を入れようと思つても、

の経済の問題もあるので、何とか金を

くれたらいじやないかという問題が起るとも思ひますが、それはまたそのときのことでもいいじやないかと

思つております。

○檜崎委員 それから中、大型トラクター、特に中間のものが輸入をされて少過剰投資になつても、どうしても小型トラクターが入らざるを得ないか。

それから、先ほどから過剰投資になつておいでになるが、また先ほど角

度もつて研究をしておられますか。研究所がどのような研究をしましても、

の実態から申して、水田農業には大型トラクターはそらあまり大きな期待は持てない。

それから、先ほどから過剰投資になつておいでになるが、また先ほど角度もつて研究をしておられますか。研究所がどのような研究をしましても、

それが可能であるメー

カーが多い、こういうお話をとつておいでになるが、また先ほど角度もつて研究をしておられますか。それは、機械化と農業生産力の関係であります。現在のよろんな小型トラクターによつて、水田であれ、畑地であれ、長く使って参りますと、むしろ牛耕、馬耕よりも深度の関係その他の関係において土壤が悪化してきやしないか、悪化と言ふと語弊がありますが、生産力に影響をしてきやしないかといふ心配も実は私持つておるのであります。その限界がたかだか四寸が精一ぱいだらうと思うのです。現在の小型の場合は、そりやう適地であれば

化していきます場合は、近藤先生のお話のように八寸も可能であるらし、大型の場合は、そりやう適地であれば一尺でももつとでもいくでありますよ

う。そういう土地には、小型トラクターの場合、その機械の持つ能力の限界がありますから、それ以上の可能 性はない。これを三百万台もどんどん 一方において進めていくといふそういう 販売上の、企業家としての自由を私どもは尊重するのであります。別にそ れにとやかく言ひわけではありませんが、少なくとも日本農業が今求めておるものに協力し、それをまた築き上げていくといふかまそない限り、業界にそないうき持のない限り、この研究所はただ研究に終わつていく、こういふことであつてはならぬと思うのであります。そこでこの深耕の問題が、先ほど近藤先生からもお話をありましたが、私どもが地方でいろいろぶつかりますことは、三十馬力前後のものを、イギリス方面から入れたものが、私どもの地方にも相当入つております。ところがそれをやろうにも下が瓦礫でどうにもならぬといふようなことが相当あるのです。一休その農機学会や学者の間あるいは業界の間では、この中型以上のトラクターを入れて深耕をすれば、農業生産力を高めていくといふ確信を持てる限度の面積をどの程度と見ておいでになりますか。これは重要な問題だらうと思うのですね。業界としては、その必要以上のものを、いかに要請といえどもほんばん作つていくわけにはいかない。従つて先ほど生産計画は販売部の意見を尊重してやるのだといふの程度當面目標にしておられるか。またこの中型以上のものを入れて、可能な面積といふものはどの程度に踏ん

具、特にトラクターの中型、大型化あるいは収穫期のコンバイン等の実用化が出てくる場合に、当面問題になってくると思うのです。そいつた点をお三人さんからそれぞれの立場において一つお話を伺つておきたいと思うのです。私はいろいろあります、この一点だけ……。

○井関参考人　ただいまお話をの中に、売れるからとにかく小型の耕耘機を作るなどということじゃ困る、つまり今後の農業政策に協力をしていくかなればいかぬじゃないかというお話を、これほどもつともであります。われわれは自分の商売さえ成り立てばいいというわけではない。とにかく商売といふものは、お客様本位でなければならぬ。必ずお客様の喜んでくれる製品を作らなければ成功しないのです。一時は売れるかもしれません、長い目で見たときに、お客様の好まざる機械を売るという販売政策は、これは最も旧態依然とした行き方で成功しない。ところがわれわれ業界から観するところ、今の耕耘機にもいろいろ種類がありまして、小さいものはなるほど今のティーラーと称する中耕用のもの、あるいはその中間のもの、あるいは少し大型のもの、三つぐらいに分かれていますが、今深耕で耕耘機のために不自由をしているということはほとんど見受けません。それはなんばでも掘つたらいいじゃないかというものですが、しかしその土壤によって、掘つていい土壤と掘つちゃかえつて逆に、粘土土などあまり深く掘りますと、あとで始末に負えぬものになつてくるのです。従つて必要だけは掘つて

いるのです。今の畜力利用よりは深耕の方がはるかに上にいっております。従つて農家で掘りたいと思うほどは現在の耕耘機で十分掘つてゐる、十分耕耘は農家の欲するだけいたしておる、こう考へてゐるわけであります。

それからまた、どうして大型にふん切らぬかということ、もう大型時代が来ているのに、形状はできてゐるのに大型に力を入れたらしいじやないか、こういうお話をあります。が、われわれ業界の本職の目から日本の農地の状況、それからまた水田作業の状況、いろいろな面から見て、どうしてもそれは将来大型化して、大農式にいける分野はどうぞとし推し進めていつてもららることはやぶさかではありません。しかし実際問題として、なかなかこれが大型化し大農化するということは実際問題として困難だ。これは何といつてもこの十年や十五年は、たとえば今耕耘機を、要らぬものを入れたつてしまふがないじやないかということなんですが、今の耕耘機の寿命一ぱいぐらい何か、今年耕耘機を買つて不合理でない、今の時代は要するに耕耘機時代なんだ。耕耘機を買うことが農村としては最も適切である、こういうふうに使命を持つているのです。それで将来大型化させるあるいは大農化させるという分野はどんどん開拓することは非常にけつこうなことがあります。やぶさかではありませんが、こういう分野が案外思つたほど進みにくいのではないか、いろいろたくさんな小中農が土地を持つておなことです。やぶさかではありますのも、これを一括して十町、二十町のものにしようとしてもそれを集約しなければならない。なかなか先祖代々から伝そられた土地を簡単に

手放さない。どうしてもやはり中農の農家といふものを見る程度育てていかなければならぬ時代じゃないか、こというふうにわれわれはかたい信念を持つております。

○野原委員長 質問及び答弁とも簡潔に願います。

○足鹿委員 私のお尋ねしたものにのるものばかり答えて下さい。播種から収穫に至るまでの一貫した体系的な機械化をわれわれは待望しておる。それに即応するあなた方の現在の態勢いかんということと、それから直ちにその態勢によって具体的に製作可能なメーカーはどの程度あるのですか。農機工業会の会長としてそういう点をそのものすばりに一つ……。

○井関参考人 大型化したもの、かりに二十馬力以上を大型と見ておりますが、これは今比較的農業機械メーカーの中でも大手筋といわれているのが四五社です。これがやれば可能であると言えば言える。ところがこれらの四、五社が全部大型のかりに二十馬力以上のトラクターを作ったといたしますとこれはとてもじゃないが生産が引き合はない。日本全国で作るものを作らなければなりません。大型時代がいよいよ来たれ集中すべきだ。これを各メーカーがめで作るべきだ。もしこれを大型化していよいに五百台作り、千台作つたんで日本で生産化するならば、メーカーが特殊な会社でも作つてこれは一方所に集中すべきだ。これを各メーカーがめで作るべきだ。われわれ業界ではこれに對する対策を根本から立てなければならぬということですが、まだそこまでいっていないのです。われわれ

われメーカーではまだその段階ではないといふに見ておるわけです。

○二瓶参考人 先ほど御質問がございました日本の畑なり水田なりで大型トラクターの入る可能性ということです。さいますが、農林省のお調べによりますと、大体半分ぐらいはあるいは可能かもしれません、あるいはそれ以下になるかもしれません、そんなふうに聞いております。それでやはり私と井関さんとではだいぶ見解が違うのでございますが、三十馬力以上のトラクターといふものを外國の例で見ますと、一メーカーが年に五万台作らなければ、世界市場のトラクターとして競争できないということを聞いております。ところが、日本のメーカーが三十馬力以上のものを一年間にこれからやつて入り方を見ましても、「せいぜい」二万台とか三万台を十社とか二十社で作るのじゃとても引き合いませんからむしろこういうものは合同で作るか、あるいは外國依存がいいんじゃないかと思います。私の面から見ました、當面から見まして、二十馬力を標準にしましてところの機械化といふものを、さしあたりここ十年、十五年のうちは、そういうふうな段階で考えていかなければなりません。だからやはり三十馬力や四十馬力の特殊の状態で特殊の用途に使うものならばそれ以上のものが必要になりますが、一般農業ということを考えますと、十馬力から二十馬力ぐらいの段階においてこれをやる。しかも深耕の目標集まらなければならぬ状態でありますから、やはり三十馬力や四十馬力の、

ても、幾ら施肥の改善をやつたり品質の改善をやっても、何ほどの増殖もできない。何で増殖をするんだとなりましたならば、やはり一般畜産なり果樹のことなどがございますから、なるべく水田の面積は減らしましょう、そしたら割でも二割でも動力の面で残しておきましょう。そして果樹なり畜産の牧草を作る。そういう問題は私はしようとでござりますが、大体そんなふうに考えております。そうすると、さつき御質問の、二十馬力の機械が一貫してできるメーカーが何軒ありますといふことになりますと、これからできる研究所あたりを中心といたしまして一生懸命やりましたならば、そんなに困難じゃない、おそらく五年後ぐらいにおいて「そろいのものはできるのじゃないか、私はこういうふうに考えております。お答えになつてあるかどうか知りませんが、よろしく御了承願いたい」と思います。

は、今後飛躍的と申しますか、大幅に生産性を向上する必要がある。そうしますと、私は先ほど大型機械を能率的に活用できる経営構造に改めなければならぬと言つたわけですが、このことは同時にこの深耕ということと結びついておる。それで深耕の程度もそれぞれの耕地の条件に応じまして、それ地下排水がよくなないと、これは深耕の効果がない。そういうふうないろいろな問題がからみ合つておりますが、今後生産力を大幅に高めていくためには、私、先ほど申し上げましたような大型トラクターを能率的に使うことができる経営構造に改めなければならぬ、その進め方によって生産力を増強していく。ただそのためには関連条件がたくさんある、特に土地条件の整備というよりなことなどは、基本的に重要な一つの問題であると考えるわけであります。ですから、なかなか簡単な問題ではない、しかしそういった方向に進めていかなければならぬ、こう考えておるのであります。

いう御意見がございました。これは確かにそういう機械の進歩という点だけからいえば、あるいはそうだと思います。けれども、そういう検査に合格した、その各段階が同じ種類の機械についてそれぞれ製品化されるといふようなことになると、相当それがコストに影響してくるんじやないか、そういう競争が場合によつては確かによくはなってきたけれども、今のカメラだとあるいは自動車まではないにしても、そういう本質的なものを離れてはいなければ、若干ずつの前進がそれぞれの段階で製品化されるといふことにによるコストの上昇、そういうことになつてくると、これは大へん問題はむずかしい問題になつてくると思うわけです。そういうようになると、これはさつき井関参考人の御意見にありますように、農業機械というものの性格からいって、そう簡単に取りかえられる性格のものでもない。せつかく若い者が機械の魅力によつて農業に従事しておつた、しかもお前の使つておつたものは去年のもので古いじやないかというようなことになることも、そういう影響も考えられますので、今検査を隨時検査にしたということについては、もう少しあつけ加えいただく必要があるんじやないかと、そういうことを感じますから、その点についての御意見、それから井関参考人からはそういうおついての御意見を伺いたいと思います。

が国からも相当量の農業機械が輸出されておると思います。その輸出されておるものについては、いろいろ保護措置が講じられておると思いますが、いずれにしても肥料と並んで千数百億の費用が農民から支出されている。この農業機械についてもし輸出が非常に保護されているという状態であって、しかも大型トラクターのようにあるいはこちらの方の生産コストが高いといふようなことがあれば、現在肥料で問題になつておるよに、政府の政策としては輸出を優先していく、輸出を優先的に扱っていく、その輸出の赤字が実は国内の農家にはね返つてくる。今肥料は実際がそういう状態でござりますから、そういう懸念があるいはあるんじゃないかというよくな、先ほど来の御発言の中から若干心配する点も出て参りましたので、そういうことがあるのかないのか。ことに日本と似ておる東南アジアの諸国あるいはお隣の中国、こういうものを考えて参りますと、将来農業機械の輸出ということがかなり重要な問題であると思います。そういう際に、輸出ということが実は国内の価格にしわ寄せされるというようになることになる懸念はないかどうか。さらに今台湾等へは、井関さんは進出しておられるようですがれども、中國への農業機械の進出ということについてはどうお考えなのかあわせて、伺いたいと思います。以上でございます。

取りしてよろしくうございましょ  
か。——隨時になりますと、やはり  
メーカーは確かに助かります、三年も  
四年も待たなくてよろしくうござい  
ますから。そしてあとから出てくるか  
ら値段が高くなるというような点はそ  
う心配要らないのじゃないか。あとか  
ら出てきましてもやはりだんだん改良  
されたものが出てきますから、一面農  
民側にとりましても必ずしも不利じゃ  
ないのじゃないかといふような気がい  
たします。あとから出たからといって  
極端に値が高いようなものでは売れま  
せんから、やはりその辺は世間並みの  
相場で出さなければいけませんから、  
特別にあとで出たからといってその値  
段が高くなるということはないのじや  
ないかと思います。

であります。一つのものを出しません。日本ではメーカーさんが非常に痛いところなんですが、代理店の方がお前のところはこれじや困るじやないか、あしろこうしろと言つてくるのです。日本でも大きなメーカーさんでは大体四年くらい動かさないようにしなければ商売にならないということを言つておられました。よい機械でありますと、現に四、五年そのままであります。機械もかなり多くなつておりますので、おっしゃる通りその点はやはりあまり毎年々々変えるなんといふことはどうしたつて生産高になりまして、農家に不利でございますから、その点は全くお説の通りでございます。

なおまた、先ほどちょっとお尋ねの農機具を輸出することによって、逆にそれがはね返ってきてコスト高になりますが、これは農機具の場合そういうことは全然ないと言つていいと思います。また、ただいまのところほんとうの大量の注文が入つてきて、これを無理してでも売つて国内製品で埋め合わせると、いうようなことは、大量生産という大きな商売が一ぐんにするもの、あるいは鉄とか肥料といふものにはそういうことがあるかもしませんが、農機具のようないわゆるものは決して国外に出すからといってコストを割つて出すといふようなことはほとんどないと言つてもいいと思ひます。

なお、中共に見込みがあるかどうかというお尋ねもありましたが、中共にはかなり期待が持てると思います。日本との貿易が正常化すれば中共にかなり期待が持てるのじやないか。と申しますのは、中共は非常な農業国でありますし、中共には見返り物資があります。中共から当然貰うべきたとえば鉄鉱石とか塩とか、あるいは穀類にいたしましても、また大豆とか飼料とかいうような、日本にはほしいものが中共にはかなりありますから、中共にかなりなりな製品を出しましても、必ず貿易面でプラスになる。ただ東南アジアに大いに発展したいのですが、これは遺憾ながら持つてくる品物がありません。金もないが見返りするものがないといふことになりますので、なかなかこれが思うように、伸ばしたいのだが伸ばせないといふ痛しかゆの面が出てくる。中国なら今申し上げたようなこと

であります。非常におもしろいと思います。

○川俣委員 一点だけお尋ねいたしましたから、答弁をできるだけ簡単に一つ機械の更新が早まってきたように思われるのですが、メーカーとしては何年くらいで一体農家が更新することが適当であると考えておられますか。これはメーカーからです。また近藤さんは、生産者の立場も加えまして、何年くらいで更新することが適当だ、何年と年数だけけつこうです。理屈は要りません。時間がないですから。二瓶さんもそういう意味で、もちろん機械によりまして、大型、中型、小型と三種類くらいに分けまして、大型については何年くらいで更新することが当然だというふうな答弁をお願いいたしたいと思います。年数だけつこうです。

○井関参考人 今のお話の耐用年限はどのくらいなのかといふ御質問だと思つてよろしくうございますか。大体作業機は十年、耕耘機は七年という目標を立てております。

○二瓶参考人 機械の進歩が早いといつたしますならば五年から七年といふくらいじゃないかと私ども思つております。

○川俣委員 私はどうもその辺のことはわかりかねます。

されておるようでございます。農民大体三年か四年で更新をしていります。ところが税法上の耐用年数は最近改正されましたけれども、五年七年、十年、最近はこれは税法上七年と十年になつてゐると思われます。産費計算の方からいいますと、これ償却年数、こういうことになるわけですが、そういう意味からいきまして、もしも今おつしやるような耐用年数あるとしますれば、農村には過剰な農機具があるということになると思う。機具があるということになると、更新が早くなければすでに生産されただけ過剰な農機具が存在するといふことになると思う。過剰でないといふことになると、もとと耐用年数が短い、あるいは更新年数が短いとみなさればならないと思うのです。資料からい、あるいは更新年数が短いとみなされましても、耐用年数はもとと短いのだといふ説明になるのですが、この辺いをどう御説明になりますか、この辺だけ。

だしますと、三十万台ないし四十万台になるわけです。

○川俣委員 時間がありませんから簡単に一つお願ひします。今の問題について二瓶さんいかがですか。

○二瓶参考人 大体同じように考えております。なお、大きなトラクターなどになりますと、一万時間、一千時間使つて十年というのが外国の例でございますが、日本のものでも、大きなものは五年ないし七年と申しましたが、やはり十年のものもございましょう。それから農家が個人々々で使つておる場合には五年ないし七年ではだめにならぬが、機械の方には陳腐化といふのがございまして、あとから出るものが能率的なよいものが出来たりすると自然に移る面がございまして、早いもので五年、七年あるいは十年くらいで、大蔵省の耐用年数に大体マッチしてくるんぢやないか。けれども、できるならば少ない台数を早く使つて常に新しいものを買つというやり方も考え方なればならぬ。それに共同化で使いまして、五年使うものも三年で使いこなすといふうなやり方もあるのじやないか、こういふふうに考えます。

○野原委員長 丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 私の質問は時間にして二、三分、問題は一つでございますから、お答えをいただきたいと思います。

今日参考人からいろいろお聞かせをいただいておりまます農業機械化促進法の一部改正に直接関係しておることでございませんが、しかし、先ほど二瓶参考人からも言われましたように、歩く農業から乗る農業に変わりつつあります。これはすなわち、私は農業の近代

化、機械化そのものすばりの標語だ、こう思つておるのでございます。けさほどから参考人各位のお話を聞いておられますと、近藤参考人から、機械化することによつて一部においては過剰な投資を見て農民の負担が大へんえらくなつてゐる、こういうお話をございまして、やはり今日の農民感情からして、新しい機械ができる参りますれば、くわ、かま、耕耘機からそしたらものに変わつていく、これは当然なことをござります。そういう考え方から一  
点だけお尋ねしたい。

今日の大型化といふもの、また中型化といふのも将来においてはあり得るでござります。そういうことでござつて、耕耘機をやらなければならぬとか、土地改良をやらなければならぬとか、どうは思わなかつたのであります。これが免許證がなければ運転ができないということを聞いてみると、先ほど植崎さんのお尋ねのよう、ガソリンの問題、保険の問題等々が出る。特に耕耘機なんといふものは、もう近ごろ運搬用に使つて、農民の足であり、げたであり、わらじだというのです。これが免許證がなければ運転ができないということをときどき訴えられる。私は植崎さんの御質問にあればそのことをお尋ねしようと、うとは思わなかつたのであります。それで、走る以上一定の取り締まりをしなければならぬということなんです。それで、農機具であるがゆえにできるだけ軽便な方法をとつてもらつておる状態であります。われわれは無免許にしてもらいたいと常に叫んでおりますが、なかなかそら參りません。現在許されている軽免許がもうぎりぎり一ぱいの線だといふので、願わくは、先生方のお力で無免許にしていただければこの上もないことであります。その運動は盛んにやつております。

○丹羽(兵)委員 それはただメーカーが、そう言つては悪いですけれども、あなたは日本農機具工業会の会長として、農民の要求にこたえてこういうものを作つた。すぐと大型化、機械化することができる。だから掛金も安い。ところが、免許證をとらないと運転できないといふことは、これはこの委員会でやることではない、人間が歩くのと同じであります。だから掛けども、おじいさんや若い衆が使つても、危険率はほとんどない。スピードはないし、人間が歩くのと同じであります。だから掛け金も安い。ところが、免許證をとらねばならぬその耕耘機を、これはどうも思ひません。今日は耕耘機を使つてお尋ねしたいのです。昔は牛や馬を使つたり、あるいは人間がリヤカーナーを引つぱつて肥料を山の上に持つて行つた。ところが近ごろは、耕耘機にリヤカーナーをつけたり、小さな車をつけて山の上に肥料を運んでいます。いわゆる運搬の役目をやつていて。こういう面から考えますと、なるほど過剰投資というようなことはあるかもしけれませんが、これには全然当てはまらない。今日のお百姓にリヤカーナーを引つぱつて歩けとか、牛や馬で肥料を運べと言ふことはできない。やはり耕耘機、これが運搬の役目をやつて農民の気持ちを非常に明るくしておるのであります。私、ときどき地方へ参つて農民からいろいろかけをなさつたことがあるかどうか、

この一点だけ伺つておきたいと思いまして、お尋ねのところはさておき、御意見にもありました。それをやりますから、おらじだといふのです。せめて二十キロか二十五キロに買いやすくなるし、また売れ行きにも非常に影響してくるのです。従つてやましよう。御意見にもありましたが、それはでき得るなら何はさておき、それができないのですが、それどころじゃないでありますから、おらじだといふのです。十五キロしか認められておらない。せめて二十キロか二十五キロに買ってもらうと非常に便利なんです。それをしてもら

○野原委員長 引き続き、農地開発機の試験を受けろと言ふことは無理なんですね。そこで私が言うのは、あなたの方も作つて売るといふことにウエートを農民と渾然一体となつて——おじいさんは何かに免許証をとれとかああいう試験を受けろと言ふことは無理なんですね。そこで私が言うのは、あなたの方も作つて売るといふことにウエートを置かず農民がもつと使用する便利を与えるという、農民に協力するといふ意味で、あなた方がどんどんこの問題について関係方面に働きかけて下さるたのでござります。機械の購入はすべて世銀及び余剩農産物の資金並びに資金運用部の資金をもちまして全部機械を買入れ、それによりまして仕事をして参つたのであります。公団の経営の基礎といふものが実は非常に不安定でございましたので、政府はこれに對しまして、一応公団の資金の健全化を重ねて承つておきました。それはでき得るなら何はさておき、常によつておりますが、警察側から耕耘機ばかりでなく、自動車が多くなつて事故がだんだんふえておりますので、走る以上一定の取り締まりをしなければならぬということなんです。それで、農機具であるがゆえにできるだけ軽便な方法をとつてもらつておる状態であります。われわれは無免許にしてもらいたいと常に叫んでおりますが、なかなかそら參りません。現在許されている軽免許がもうぎりぎり一ぱいの線だといふので、願わくは、先生方のお力で無免許にしていただければこの上もないことであります。その運動は盛んにやつております。

○丹羽(兵)委員 それはただメーカーが、そう言つては悪いですけれども、あなたは日本農機具工業会の会長として、農民の要求にこたえてこういうものを作つた。すぐと大型化、機械化するのを作つた。確かに、実地の——できるだけ続いてやれるだけ軽免許で、あまり練習するのを止めても、なかなかむずかしいのですね。とにかく道路を走ることは間違いないのですから、やはり道路法とか法規に基づいてやる。そのかわり、これ努めても、なかなかむずかしいのですね。とにかく道路を走ることは間違いないのですから、やはり道路法とか法規に基づいてやる。そのかわり、起きこしますときには、先生方にも御協力を願いたいと思います。

○野原委員長 近藤、井関、二瓶各参考人は長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございますから、これからまた今度運動を始めますから、これからまた今度運動を始めますときには、先生方にも御協力を願いたいと思います。

○松本参考人 この改正に対します公団の考え方でございますが、今まで御承知の通り、農地開発機械公団は借入金によりまして一切の仕事をして参つたのでござります。機械の購入はすべ

の機械管理所の二カ所を一応公団が引き受ける、実はこういう形になつておきる次第でござります。

それから、公団が将来余裕金がありました場合には、これは今まで銀行にだけ預金をしておつたわけでござりますけれども、信託業務を営む銀行へも信託預金をすることができる。これは大蔵省の非常に大きな配慮だと思うのでござりますけれども、一応定期預金をする場合と信託預金をする場合には、大体二分五厘ほどの差が実はござりますので、そういう点もあわせて考慮されたことと存するのでございま

細と公団業務規程。四が公団役員の任免一覧表、これに伴う給与、退職金等の詳細。五が同じく公団顧問、嘱託等の一覧表、人名は全部であります。

最後に、行管がよほど以前に、三十六年の五、六月ごろでありますか、公団に伴う給与、退職金等の支給内容。それに伴う給与、退職金等の支給内容。業務の運営状況に関する報告を出しております、その全文と並びに勧告。以上であります。

○野原委員長 次会は明三十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

○野原委員長 この際お詫びいたします。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案につきまして、明日午前十時よりさらに農地開発機械公団理事長松本烈君、同じく理事下川善之君及び前農地開発機械公団理事長成田努君の三君に、参考人として御出席を願い、御意見を承ることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○足鹿委員 この際審議に資するために、資料の提出を求める想います。一つは古いことで恐縮ですが、世銀との当初の保証協定全文を御提出願いたい。第二に公団が保有し、またかつて保有しておつた輸入機械の使用状況。三が公団役職員の退職金の支出明

昭和三十七年四月七日印刷

昭和三十七年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局